

第2期古賀市子ども・ 子育て支援事業計画 (案)

令和2年(2020年)3月

古賀市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景	2
2 計画策定の趣旨	4
3 計画の位置づけ	5
4 計画の期間	5
5 計画の策定方法	6
第2章 古賀市の子どもや子育てを取り巻く現状	8
1 統計データでみえる古賀市の現状	9
2 第1期事業計画の評価	19
3 ニーズ調査結果からみえる現状	24
4 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題	45
第3章 計画の基本的な考え方	50
1 基本理念	51
2 基本目標	52
3 施策の体系	55

第4章 施策の具体的な取組	56
基本目標1 子どもの健やかな育ちのための支援	57
基本目標2 いきいきと子育てができる環境づくり	60
基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり	64
基本目標4 教育・保育提供体制の充実	68
基本目標5 子育てを支える地域づくり	72
第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策	74
1 教育・保育提供区域の設定	75
2 人口の見込み	76
3 子ども・子育て支援サービスの概要	77
4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育の量の見込み	78
5 地域子ども・子育て支援事業	84
6 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進	97
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	97
第6章 計画の推進体制	98
1 計画の推進	99
2 実施状況の進捗管理	100
3 計画の周知	102
参考資料	103
1 古賀市子ども・子育て会議条例	104
2 計画策定の経緯	106
3 古賀市子ども・子育て会議委員名簿	107
4 答申書	108
5 用語解説	109



計画策定にあたって

I 計画策定の背景

(1) 社会動向

我が国の急速な少子高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

子どもの写真が入る予定です。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖、若年層における自殺の深刻化など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んできており、学校や学びの在り方など新たな局面を迎えています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を「生きる力」を身に付けることができる社会の構築など、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

(2) 国の動向

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

平成 29 年 6 月には『子育て安心プラン』を公表し、平成 30 年度から平成 34 年度末までの 5 年間で、女性の就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、「人づくり」として、全ての子どもたちが質の高い教育を受けられるよう、消費税の増税にあわせ、令和元年 10 月 1 日から子育て世帯の負担を軽減する、幼児教育・保育の無償化が始まりました。

就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成30年9月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ（以下「学童保育」という。）と放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

子どもの貧困対策においては、平成26年1月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同法8条の規定に基づき「子どもの貧困対策に関する大綱」が平成26年8月に閣議決定されました。同大綱では、①教育の支援、②生活の支援、③保護者に対する就労の支援、④経済的支援の4つの柱を掲げ対策を推進しています。

また、令和元年6月には、改正子どもの貧困対策法が制定され、計画策定の努力義務を課す対象を、都道府県から市区町村に広げ、地域の実情に合った施策の推進を目指すことになりました。

（3）福岡県の動向

福岡県は、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年に「福岡県次世代育成支援行動計画（出会い・子育て応援プラン（前期計画）」を、平成22年には同計画の後期計画を策定し、次世代育成支援対策を推進しています。

子ども・子育て支援新制度の施行及び次世代育成支援対策推進法の改正を受けて、平成27年3月には「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」を策定し、少子化の流れを変えることを目指し、若者が結婚や子育てに夢や希望を持ち、その希望をかなえ、子どもを安心して生み育てることができ、子どもが健やかに育つ社会づくり、子育てを地域全体で支え応援する社会づくりを進めています。

2 計画策定の趣旨

本市は、子どもが健やかに成長することができ、誰もが安心して楽しみながら子育てができるよう、古賀市次世代育成支援後期行動計画に基づき、子育て支援に取り組んできました。

平成 24 年度に策定した第 4 次古賀市総合振興計画では、都市イメージ「つながりにぎわう快適安心都市こが～豊かな自然と元気な笑顔に出会うまち～」の実現に向けて、「人やモノが集い、活気にあふれ、にぎわうまち」、「自然と歴史・文化の未来へつなぎ、こころやすらぐまち」、「こころ豊かに学び、人や地域がつながり、支えあうまち」、「快適で住みやすく、安心して元気に暮らせるまち」を掲げ、様々な施策を推進してきました。平成 29 年度からの後期基本計画では、「子どもすこやかプロジェクト」を重点プロジェクトの一つに掲げ、子育て支援や学校教育を充実するとともに、子どもが健やかに育つまちづくりを推進しています。

平成 27 年に策定した「第 1 期古賀市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第 1 期事業計画」という。）は、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備するため、様々な取組を進めてきました。

さらに、平成 31 年 3 月 29 日に制定の「古賀市子ども・子育て支援条例」は、子どもが健やかに成長するための環境をつくり、子どもの「生きる力」を育むための子ども・子育て支援を市全体で取り組むことを明記しています。

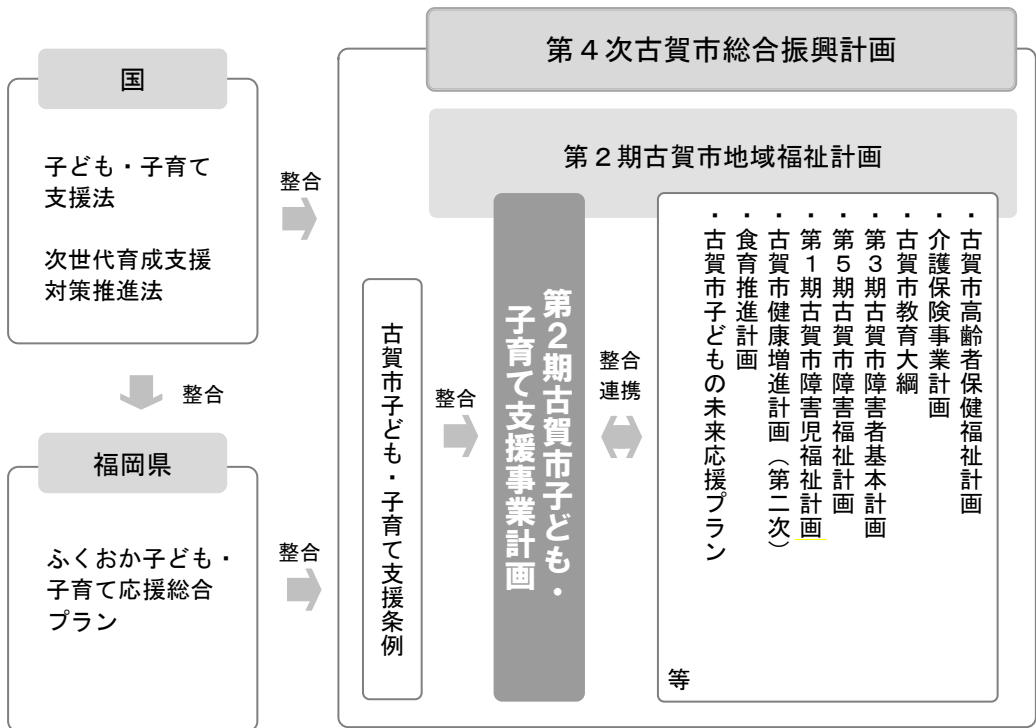
社会情勢のめまぐるしい変化等から、共働き家庭の増加や生活様式の多様化がより一層進み、子どもの育成や子育て支援に関するニーズも多様化しており、様々な悩みや課題を抱える子どもや保護者が増えています。

このような中で、「子ども・子育て支援」の目的や基本理念について、今一度立ち返る必要があります。子ども・子育て支援とは、大前提として、「子どもの最善の利益」を最優先し、保護者が子育てについての第一義的責任を有するものです。そのことを再確認し、そのうえで、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担感、不安感、孤立感を和らげるとともに、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるよう支援をしていくことを目指していく必要があります。

なお、本計画は、第 1 期事業計画の方針を引き継ぎながら、今後 5 年間における施策の方向性を明確に示し、本市の資源を最大限活用し、子ども・子育て支援施策を総合的、効果的に推進していきます。

3 計画の位置づけ

- 子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画で、本市が今後進める子ども・子育て施策の目的や基本的方向を示すものです。
- 第1期事業計画同様、次世代育成支援対策推進法第8条に定める市町村行動計画と一体的に策定しております。
- 古賀市子ども・子育て支援条例第4条に定める行動計画として位置づけます。
- 第4次古賀市総合振興計画を上位計画とし、その他関連計画と整合性を図っています。



4 計画の期間

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年を計画期間とします。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定方法

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、子育て世帯（就学前児童の保護者、小学生の保護者）に対し、子ども・子育て支援に関するアンケートを実施しました。また、子ども本人（小学生、中学生）に対しても同調査を実施し、自分自身のことや生活状態等の把握を行いました。

さらに、高校生や地域の子育て支援者に対し、グループヒアリング調査を行い、子ども・子育てに関する貴重なご意見をいただきました。

●アンケート調査

・調査地域	古賀市全域
・調査の種類	4種類【就学前児童の保護者】【小学生の保護者】【小学生】【中学生】
・調査対象者	【就学前児童の保護者】市内在住の就学前児童の保護者 【小学生の保護者】市内在住の小学2年生・4年生・6年生の児童の保護者 【小学生】古賀市立小学校に通う全小学6年生 【中学生】古賀市立中学校に通う全中学3年生
・調査期間	平成30年10月16日～平成30年10月31日
・調査方法	【就学前児童の保護者】 就園児は園にて配布・回収、未就園児は郵送による配布・回収 【小学生の保護者】【小学生】【中学生】 学校にて配布・回収

		配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	就園児	678通	584通	86.1%
	未就園児	322通	172通	53.4%
小学生の保護者		709通	635通	89.6%
小学生（6年生）		531通	491通	92.5%
中学生（3年生）		524通	489通	93.3%

●ヒアリング調査

①地域支援者グループヒアリング

・参加者	地域で子育て支援に関わっている方
・開催日時	第1回・・・平成30年11月9日（金）13:00～16:00 第2回・・・平成30年11月21日（水）13:00～16:00
・場所	リーパスプラザこが 多目的ホール
・参加者	第1回 15人 第2回 15人
・内容	【3部構成】 参加者の想いを共有 第1部 「強みの発見・再確認！」 ～活動を振り返り、自分たちの強みを共有～ 第2部 「未来をイメージ！」 ～未来の視点からこんな〇〇がいいね、うれしいね～ 第3部 「じゃあ、どうする？」 ～そのためにはこんなのあったらいいね～

②高校生グループヒアリング

・参加者	市内の高校に在籍する高校生または市内在住の高校生
・開催日時	平成30年12月2日（日）13:00～15:00
・場所	リーパスプラザこが 中会議室
・参加者	15人
・内容	【2部構成】 参加者の想いを共有 第1部 「今まですごしてきたなかで生き生き生きてきた時間（体験）は？」 第2部 「子どもたちにとって、どんなまちがうれしい？」

（2）古賀市子ども・子育て会議による審議

第1期事業計画の評価は、毎年、前年度事業実績を古賀市子ども・子育て会議で報告し、委員の皆様からご意見をいただきながら、進捗管理を進めてきました。

本計画である第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期事業計画」という。）の策定についても、ニーズ調査の結果を基に、子育て当事者等の意見を反映できるように当会議で審議しました。



第2章

古賀市の子どもや

子育てを取り巻く現状

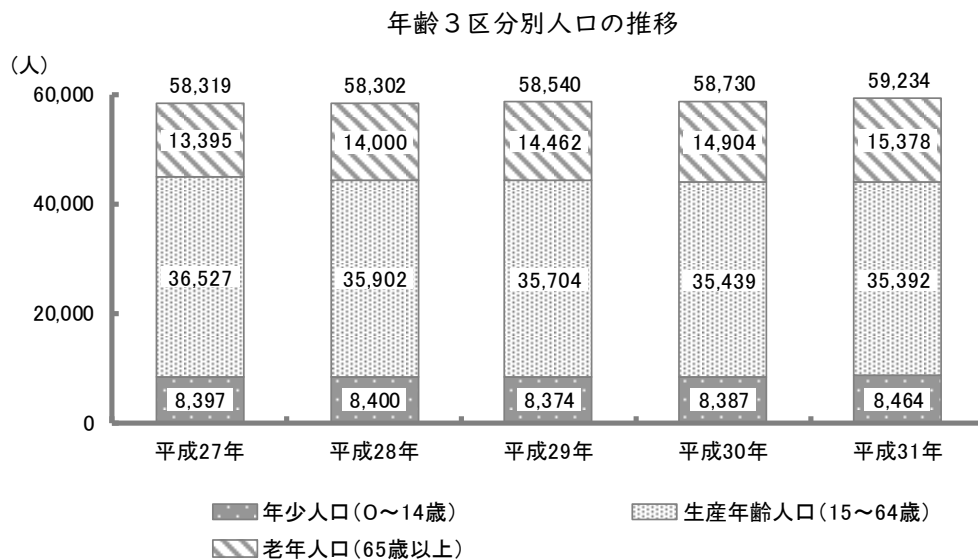
Ⅰ 統計データでみえる古賀市の現状

(Ⅰ) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

子どもの写真が入る予定です。

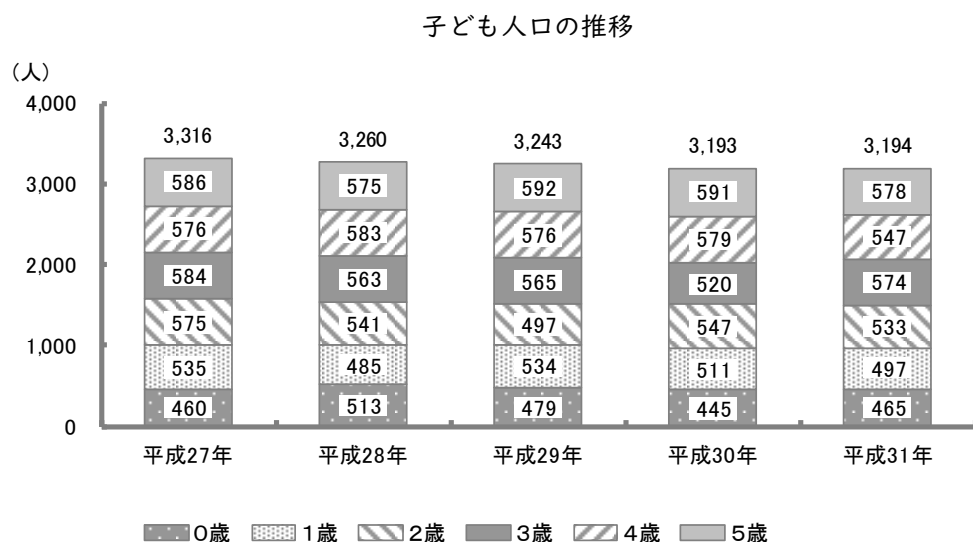
本市の人口推移をみると、総人口は年々増加しており、平成31年で59,234人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は横ばいであるのに対し、老年人口（65歳以上）は年々増加しており、高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

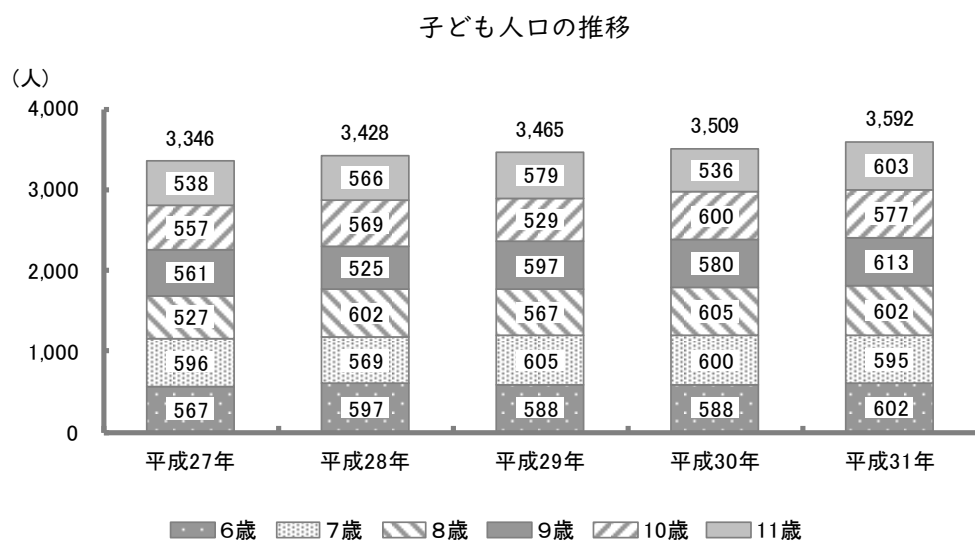
本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少傾向となっており、平成31年4月現在で3,194人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降増加しており、平成31年4月現在で3,592人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

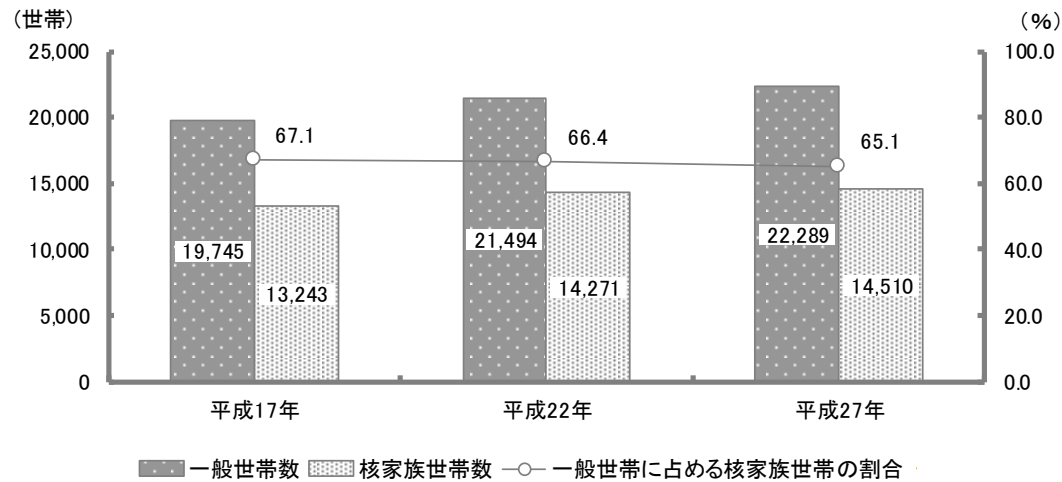
本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で14,510世帯となっています。一方で、単独世帯の増加の影響もあり、一般世帯に占める核家族世帯の割合は減少しており、平成27年で65.1%となっています。

世帯の状況

単位：世帯、人

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	一般世帯人員数
		核家族世帯				その他の親族世帯					
		夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども						
平成17年	19,745	15,292	13,243	3,697	7,563	253	1,730	2,049	104	4,349	54,592
平成22年	21,494	16,221	14,271	4,438	7,579	299	1,955	1,950	189	5,075	56,661
平成27年	22,289	16,318	14,510	4,961	7,248	295	2,006	1,808	184	5,785	56,515

世帯の状況



資料：国勢調査

② 6歳未満・18歳未満の子どもがいる世帯の状況

本市の6歳未満・18歳未満の子どもがいる世帯について、6歳未満の子どもがいる世帯では、核家族世帯の割合は横ばいとなっています。一方で、18歳未満の子どもがいる世帯では、核家族世帯の割合は増加しています。

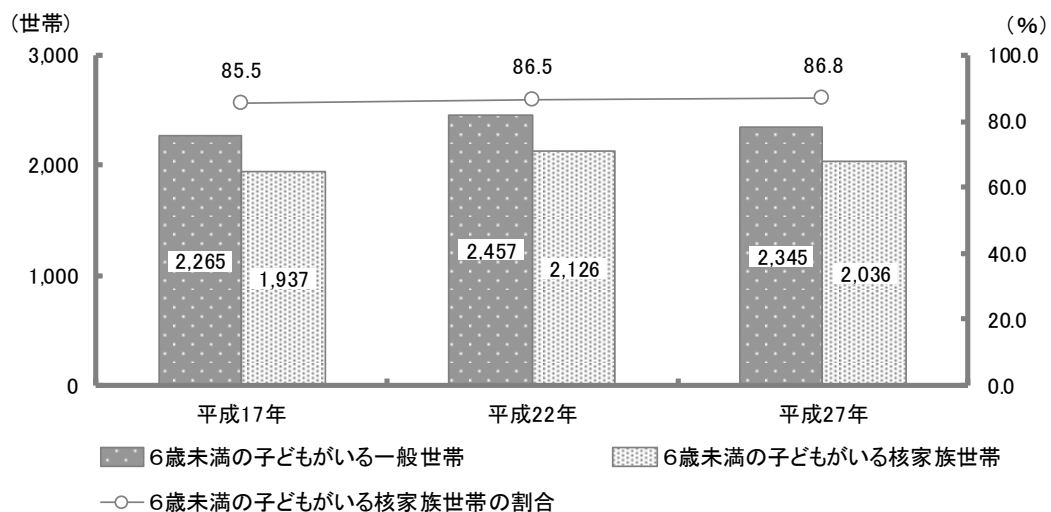
6歳未満・18歳未満の子どもがいる世帯の状況

単位：世帯

	平成 17年	平成 22年	平成 27年
6歳未満の子どもがいる一般世帯数①	2,265	2,457	2,345
6歳未満の子どもがいる核家族世帯②	1,937	2,126	2,036
構成割合 ②/①	85.5%	86.5%	86.8%
18歳未満の子どもがいる一般世帯数③	6,037	5,978	5,535
18歳未満の子どもがいる核家族世帯数④	5,011	5,018	4,719
構成割合 ④/③	83.0%	83.9%	85.3%

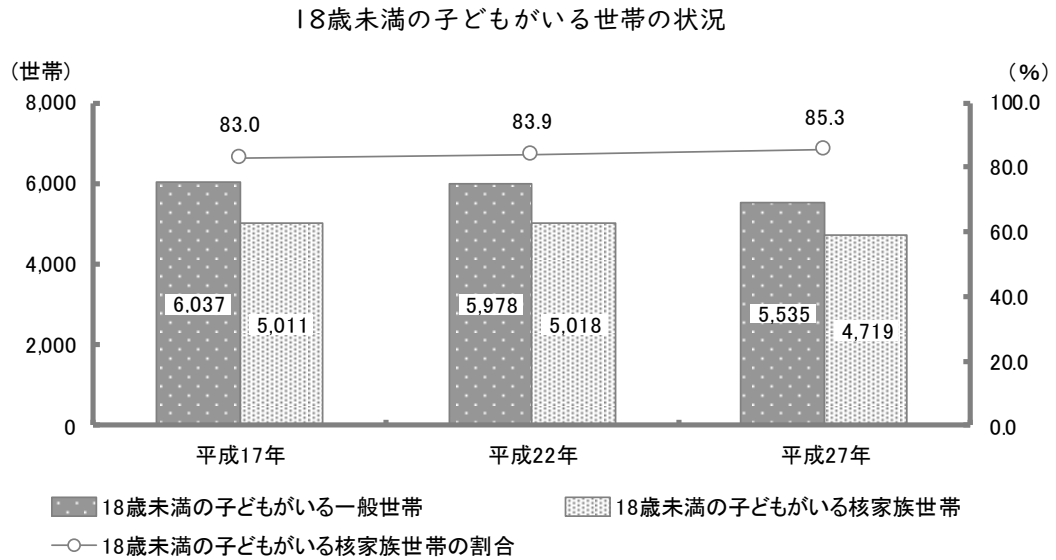
本市の6歳未満の子どもがいる世帯の状況について、一般世帯数は平成17年から平成22年に増加し、平成22年から平成27年にかけて減少しています。また、一般世帯数と同様に核家族世帯数が推移しているため、核家族世帯の割合は横ばいとなっています。

6歳未満の子どもがいる世帯の状況



資料：国勢調査

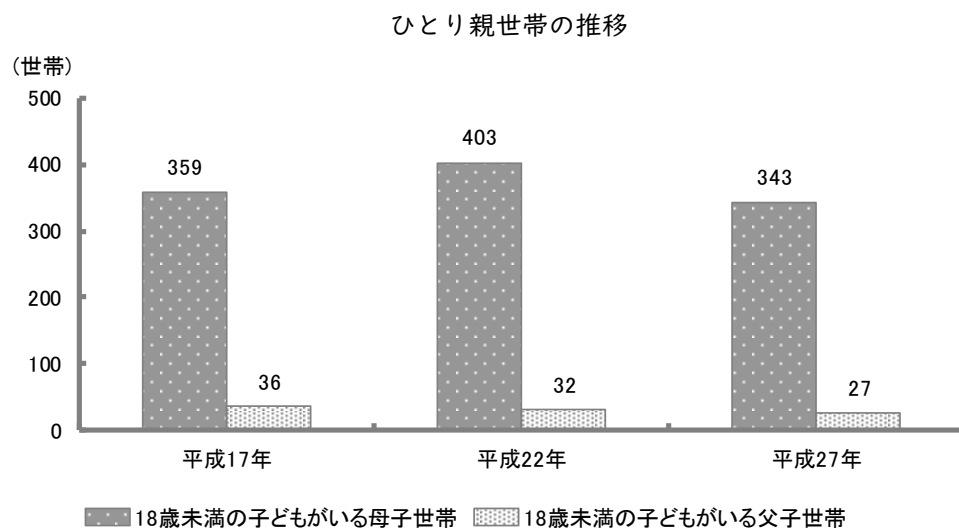
本市の18歳未満の子どもがいる世帯の状況について、一般世帯数は年々減少しており、平成27年で5,535世帯となっています。一方で、一般世帯数の減少に比べ核家族世帯の減少が緩やかなため、核家族世帯の割合は増加しています。



資料：国勢調査

③ 18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の状況について、母子世帯は平成17年以降増加していましたが、平成27年に減少し343世帯となっています。また、父子世帯は横ばいとなっています。

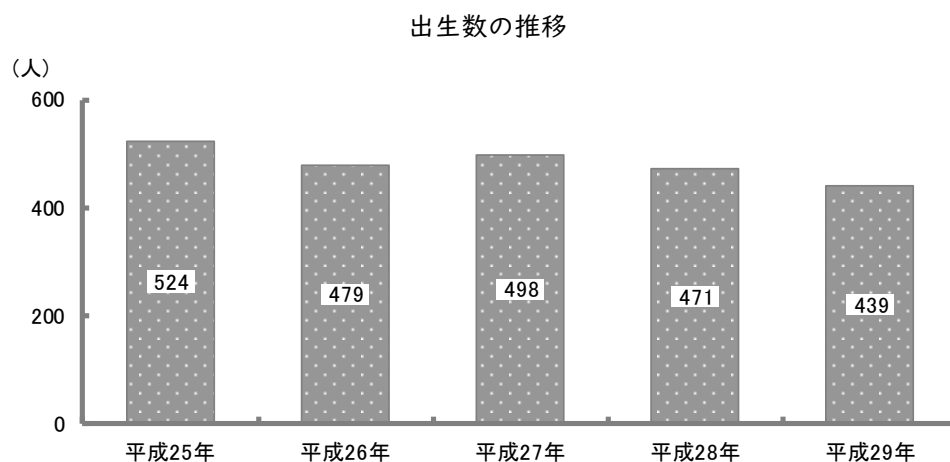


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

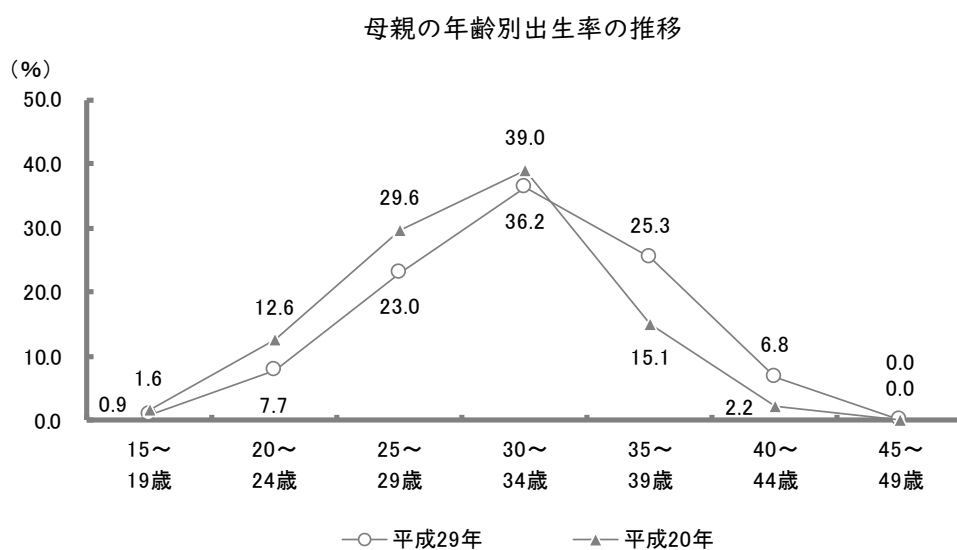
本市の出生数は平成25年をピークに減少傾向にあり、平成29年で439人と過去5年間で2割近く減少しています。



資料：各都道府県人口動態統計

② 母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20～34歳の割合が減少しているのに対し、35～44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

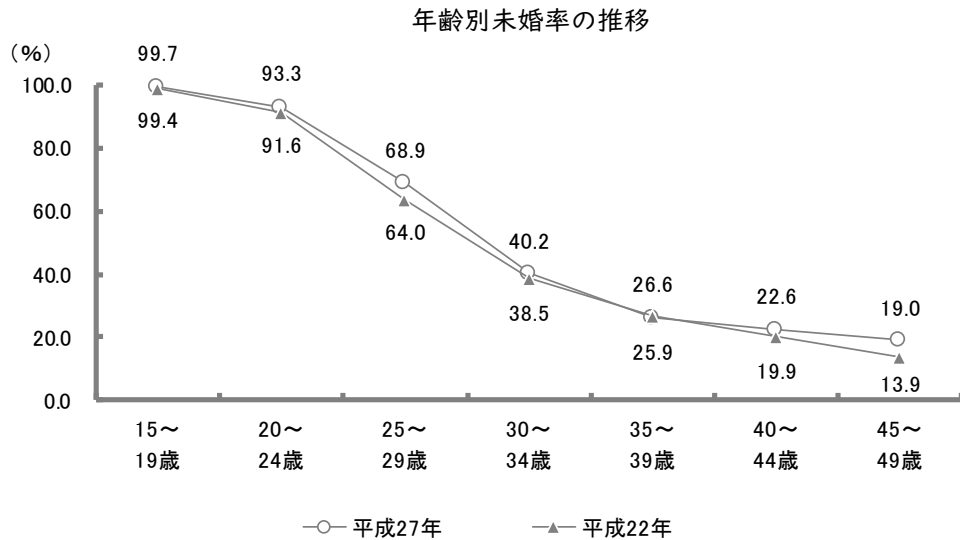


資料：厚生労働省 人口動態統計

(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で25歳～29歳と40歳以上の未婚率が上昇しています。

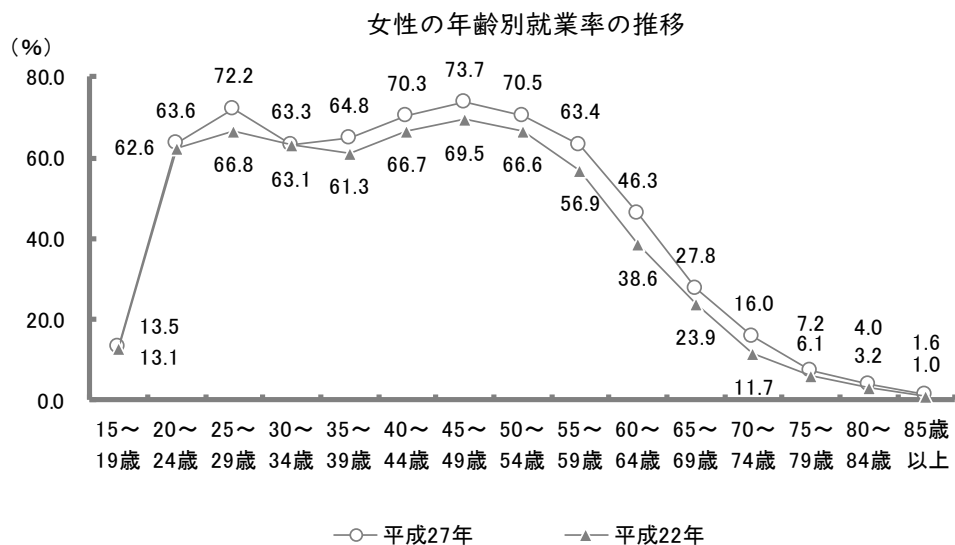


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

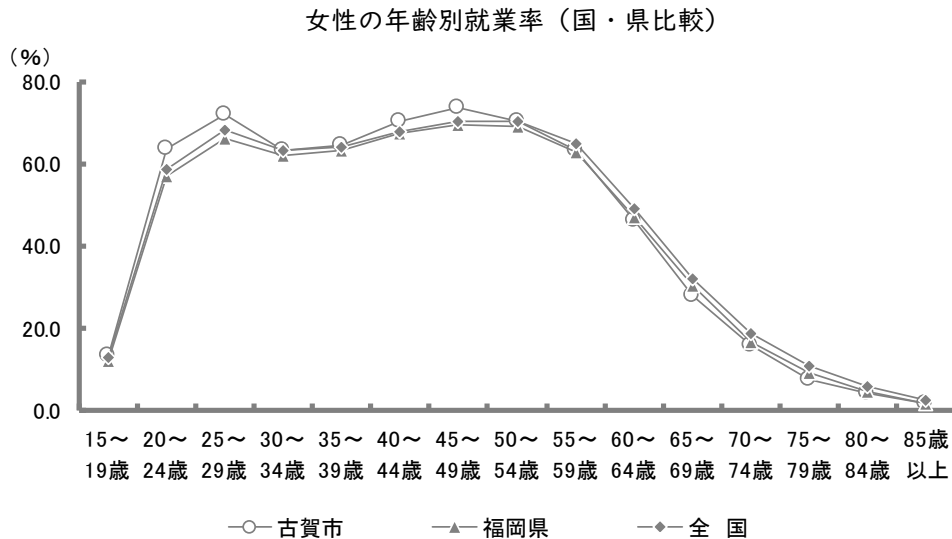
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。平成22年度で落ち込みの大きい30～39歳については、平成27年度において30～34歳は横ばいとなっていますが、35～39歳は上昇しています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

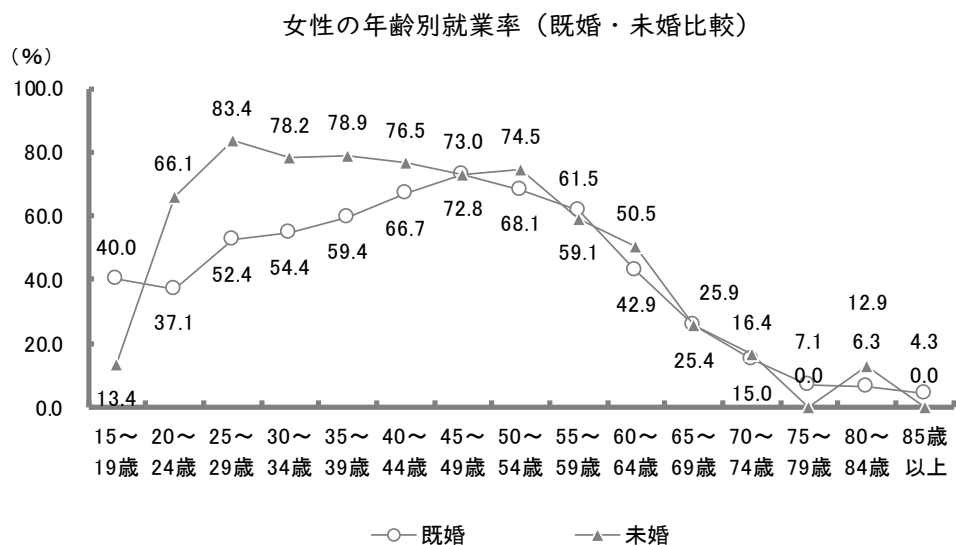
本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、20～29歳及び40～49歳で全国、福岡県よりも高くなっており、30～39歳では全国、福岡県と同様となっています。



資料：国勢調査（平成27年）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、20歳から44歳までは既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

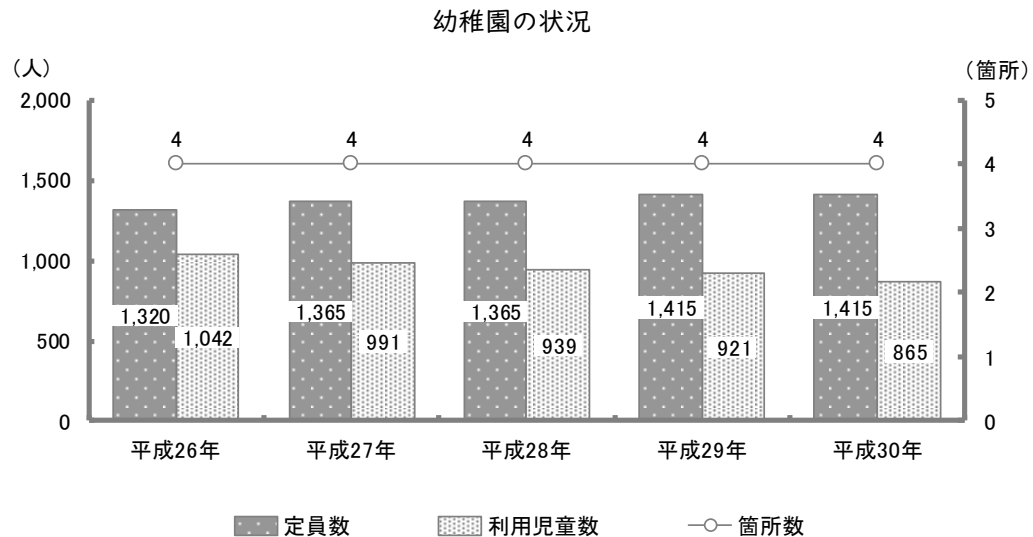


資料：国勢調査（平成27年）

(6) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

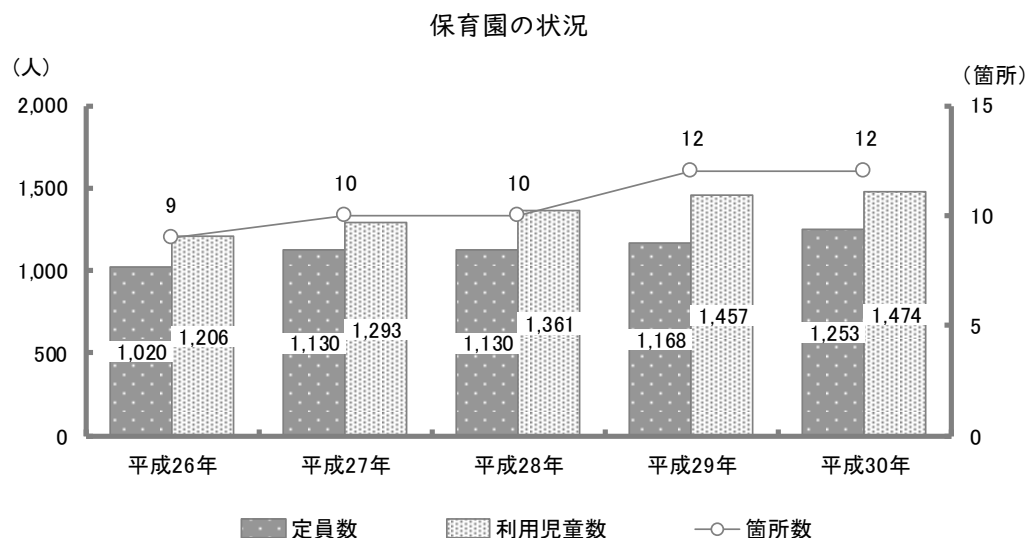
本市の幼稚園の状況をみると、定員数・箇所数は横ばいで推移しているものの、利用児童数は減少しており、平成30年で865人となっています。



資料：市の統計

② 保育園の状況

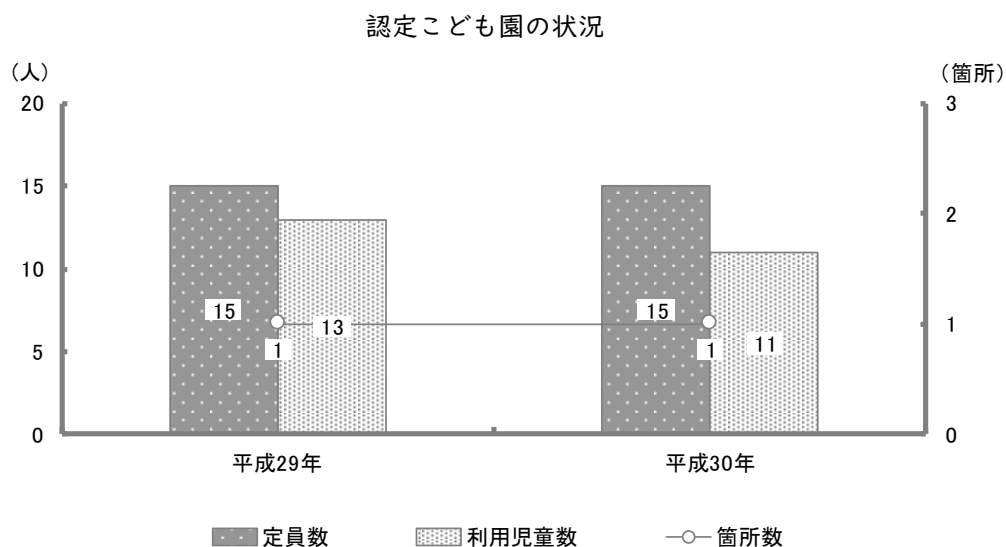
本市の保育園の状況をみると、箇所数は横ばいとなっているものの、定員数・利用児童数ともに増加傾向となっており、平成30年で定員数1,253人、利用児童数1,474人となっています。



資料：市の統計

③ 認定こども園の状況

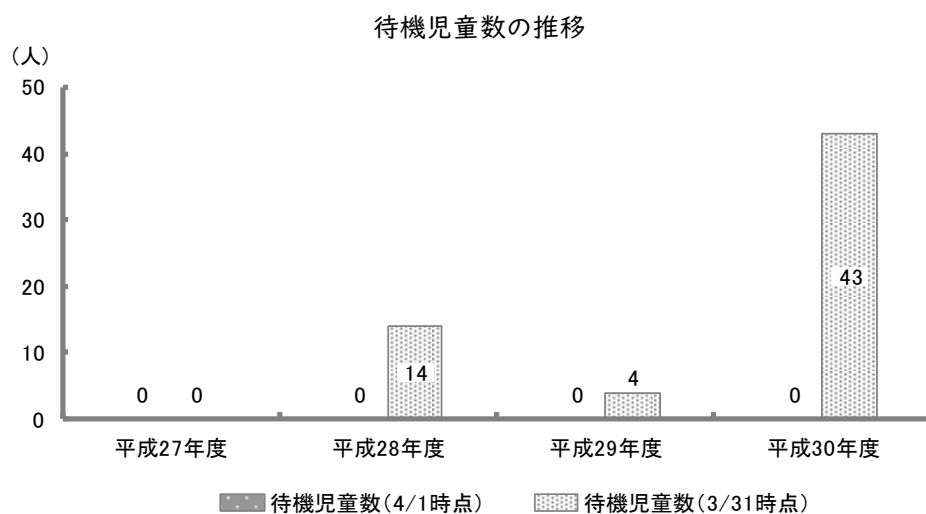
本市の認定こども園の状況をみると、定員数・箇所数ともに横ばいとなっています。また、利用児童数は平成30年で11人となっています。



資料：市の統計

④ 待機児童数の推移

本市は、「待機児童ゼロ」を目指して取り組んでおり、保育ニーズの増加から、毎年4月1日時点では、待機児童は発生しておりませんが、年度末に向かって発生している状況です。



資料：市の統計

2 第1期事業計画の評価

○ 総括

《 子ども・子育て支援給付 》

事業名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所計	目標値	1,317人	1,309人	1,435人	1,455人
	実績	1,290人	1,360人	1,424人	1,429人
	実績/目標	97.9%	103.9%	99.2%	98.2%
	0歳児	目標値	222人	223人	225人
		実績	180人	214人	176人
		実績/目標	81.1%	96.0%	78.2%
	1・2歳児	目標値	466人	452人	491人
		実績	415人	428人	483人
		実績/目標	89.1%	94.7%	98.4%
	3歳以上児	目標値	629人	634人	739人
		実績	695人	718人	770人
		実績/目標	110.5%	113.2%	104.2%
幼稚園	目標値	1,130人	1,139人	893人	837人
	実績	993人	941人	939人	877人
	実績/目標	87.9%	82.6%	105.2%	104.8%

《 地域子ども・子育て支援事業 》

事業名	区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域子育て支援拠点事業	目標値	2,418人回	2,371人回	2,363人回	3,140人回
	実績	12,917人回	12,903人回	11,819人回	11,126人回
	実績/目標	534.2%	544.2%	500.2%	354.3%
時間外保育事業 延長保育事業	目標値	137人	136人	135人	139人
	実績	145人	130人	137人	139人
	実績/目標	105.8%	95.6%	101.5%	100.0%
一時預かり（幼稚園）	目標値	30,079人日	30,295人日	29,929人日	50,220人日
	実績	42,232人日	45,459人日	54,826人日	57,718人日
	実績/目標	140.4%	150.1%	183.2%	114.9%
一時預かり（その他）	目標値	3,507人日	3,471人日	3,449人日	4,951人日
	実績	5,503人日	5,431人日	5,017人日	5,760人日
	実績/目標	156.9%	156.5%	145.5%	116.3%
病児・病後児保育事業	目標値	534人日	531人日	527人日	340人日
	実績	25人日	36人日	286人日	323人日
	実績/目標	4.7%	6.8%	54.3%	95.0%
ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）	目標値	38人日	37人日	39人日	41人日
	実績	195人日	22人日	108人日	121人日
	実績/目標	513.2%	59.5%	276.9%	295.1%

事業名		区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)		目標値	38人日	37人日	39人日	41人日
		実 績	195人日	22人日	108人日	121人日
		実績/目標	513.2%	59.5%	276.9%	295.1%
放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	低学年	目標値	658人	700人	702人	703人
		実 績	571人	606人	624人	650人
		実績/目標	86.8%	86.6%	88.9%	92.5%
	高学年	目標値	88人	88人	92人	96人
		実 績	70人	69人	117人	120人
		実績/目標	79.5%	78.4%	127.2%	125%
	計	目標値	746人	788人	794人	799人
		実 績	641人	675人	741人	770人
		実績/目標	85.9%	85.7%	93.3%	96.4%
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)		目標値	17人日	17人日	17人日	1人日
		実 績	0人日	0人日	0人日	9人日
		実績/目標	0.0%	0.0%	0.0%	900%
利用者支援事業		目標値	1か所	1か所	1か所	1か所
		実 績	0か所	0か所	0か所	0か所
		実績/目標	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
妊婦に対する健康診査		目標値	6,500人回	6,500人回	6,500人回	6,500人回
		実 績	6,262人回	5,339人回	5,522人回	5,458人回
		実績/目標	96.3%	82.1%	85.0%	84.0%
乳児家庭全戸訪問事業		目標値	537人	538人	535人	499人
		実 績	490人	463人	479人	467人
		実績/目標	91.2%	86.1%	89.5%	93.6%
養育支援訪問事業		目標値	75人	75人	75人	55人
		実 績	54人	57人	50人	37人
		実績/目標	72.0%	76.0%	66.7%	67.3%

子ども・子育て支援給付については、保育所の利用人数が年々増加しており、実績と目標の差が大きくなっています。中間見直しを行った平成29年度以降は小規模保育施設の整備も進み、概ね計画どおりで推移しています。内訳をみると、子どもの人口は減少しているものの、1・2歳児の利用人数が急増しており、低年齢の保護者の保育ニーズが上昇していることがうかがえます。

地域子ども・子育て支援事業については、地域子育て支援拠点事業は、保育所の利用増と反比例して、利用人数は減少しています。また、一時預かり(幼稚園)の利用が増加していることから、共働き家庭の定期的利用がうかがえます。学童保育においても利用が増加しており、保護者の就労形態の変化により、子育て支援サービスの利用の変化につながっています。

○ 基本目標の評価（成果）

基本目標1. 子どもの健やかな育ちのための支援

（1）子どもの健やかな心身の育成支援

- ・「こがっ子元気アップチャレンジ(子どもの体力づくり教室)」に取り組み、運動やスポーツを通じて健康な体をつくとともに、人と人をつなぐ活動を推進しました。
- ・小・中・高校や子育て支援事業において若い世代にも骨密度測定を実施し、子どもたちだけでなく、その保護者の健康意識や生活習慣病予防の意識向上に働きかけることができました。

（2）豊かな人間性を育むための支援

- ・ししぶ児童センターの開設で、各中学校区に児童館・児童センターを設置することができ、子どもたちの居場所を充実させました。
- ・市内の子どもたちをバスに寄せ、近隣の美術館に連れて行き、本物の芸術に触れる機会を創出しました。
- ・地域の方や専門知識のある方を学習支援アシスタントとして派遣したことで、子どもの学習意欲の向上と授業の活性化が見られ、特色ある学校づくりにつながりました。

（3）次世代を担う子どもへの支援体制の充実

- ・古賀市独自の施策として、市内の小・中学校に少人数学級対応講師、小学校適応促進補助員及び学習支援アシスタント等、様々な人的配置を行い、一人ひとりが意欲的に学び、確かな学力と体力を身に付けるとともに、豊かな心を育む学校教育を推進しました。
- ・望ましい勤労観や職業観を持ち、自らの適性や将来を考える機会とするドリームステージを実施し、職業体験学習の充実を図ることができました。
- ・放課後子供教室を推進し、放課後の安全・安全な居場所の確保に努めました。

基本目標2. いきいきと子育てができる環境づくり

（1）子育て力向上のための支援

- ・保護者をはじめ家族みんなで子育てを楽しめるよう、ファミリー講座等を実施し、子育て力向上に取り組みました。さらに、新規事業として、実践的で体験的に学べるIPPO事業を実施し、はじめての母親に対して母子愛着形成のサポートを行いました。
- ・複雑で困難な相談ケースの増加に伴い、家庭児童相談員を増員し、適切に対応できるよう相談体制を充実させました。

(2) 安心して出産を迎えるための支援

- ・妊娠期から乳幼児期にわたる切れ目ない支援のために、「子育て世代包括支援センター（KuRuKuRu）」を開設し、妊婦対象に個別支援プランを作成する等、ハード・ソフトの両面の支援体制を整備しました。

(3) 子育て情報の提供と支援の充実

- ・子育て中のママたちが編集員となって、子育て情報誌「こもこも」を発行し、子育て世帯が知りたい情報を発信しました。
- ・公的機関からの子育て情報を1冊にまとめた「子育てBOOK」を官民協働で作成し、毎年発行できるようにしました。
- ・子どものための地域情報誌「こがっち」を発行し、子どもたちの様々な体験活動を企画・立案し、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに努めました。
- ・子育て世帯をサポートする、子育て応援サポーターを養成し、地域の中で子育てが楽しめるよう、顔の見える関係づくりを推進しました。

基本目標3. 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

(1) 生活支援・経済的支援

- ・子育ての負担軽減のため、国の制度に合わせ、児童手当や幼稚園就園奨励費等の経済的援助を行いました。
- ・ひとり親世帯に対し、児童扶養手当や高等職業訓練給付金等、国の制度に合わせて経済的支援及び生活支援を実施しました。
- ・経済的理由で小・中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、給食費、修学旅行費などの就学援助を行いました。

(2) 育児と仕事の両立支援

- ・年一回の「古賀市男女共同参画フォーラム」の開催に加え、対象世代に合った様々なセミナーを企画し、育児と仕事の両立を含めた男女共同参画の啓発を行いました。
- ・仕事と生活の調和に向け、国や県の啓発事業に合わせて周知しました。

(3) 安心して外出できる環境の整備

- ・子どもたちが元気に外で遊べるよう、グリーンパークの大型遊具を整備する等、屋外での遊び場を充実させました。

基本目標4. 教育・保育提供体制の充実

(1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

- ・保育ニーズや教育ニーズが高まる中、施設の受入体制を確保するため、施設整備をはじめ定員数を増にするなど、待機児童対策に努めました。
- ・また、待機児童対策として、保育園幼稚園等合同説明会を開催し、保育士・幼稚園教諭の確保に努めました。

(2) 保育サービスの充実

- ・就労形態の多様化等による休日の保育ニーズに対応するため、休日保育を実施しました。
- ・子育て世帯のニーズに基づき、子育てがしやすい環境づくりとして、病気中の子どもを安心して預けられる病児保育を市内2医療機関で開設しました。
- ・保育園や幼稚園等に通う児童のうち、支援が必要な児童に対して保育士や幼稚園教諭を増員して配置し、適切な支援を行いました。
- ・保護者の就労率の増加により、学童保育所の施設整備や定員数を増員する等、放課後に安心して過ごせる場所を確保しました。

(3) 教育・保育施設の質の向上

- ・保育所や幼稚園へ定期的に巡回相談を実施し、支援が必要な児童に対して適切な支援を行いました。
- ・毎年保育士や幼稚園教諭に対して療育研修会を開催し、児童発達に関する専門知識や支援が必要な児童への関わり方などの学びの場を提供しました。

3 ニーズ調査結果からみえる現状

【就学前児童の保護者・小学生の保護者アンケート】

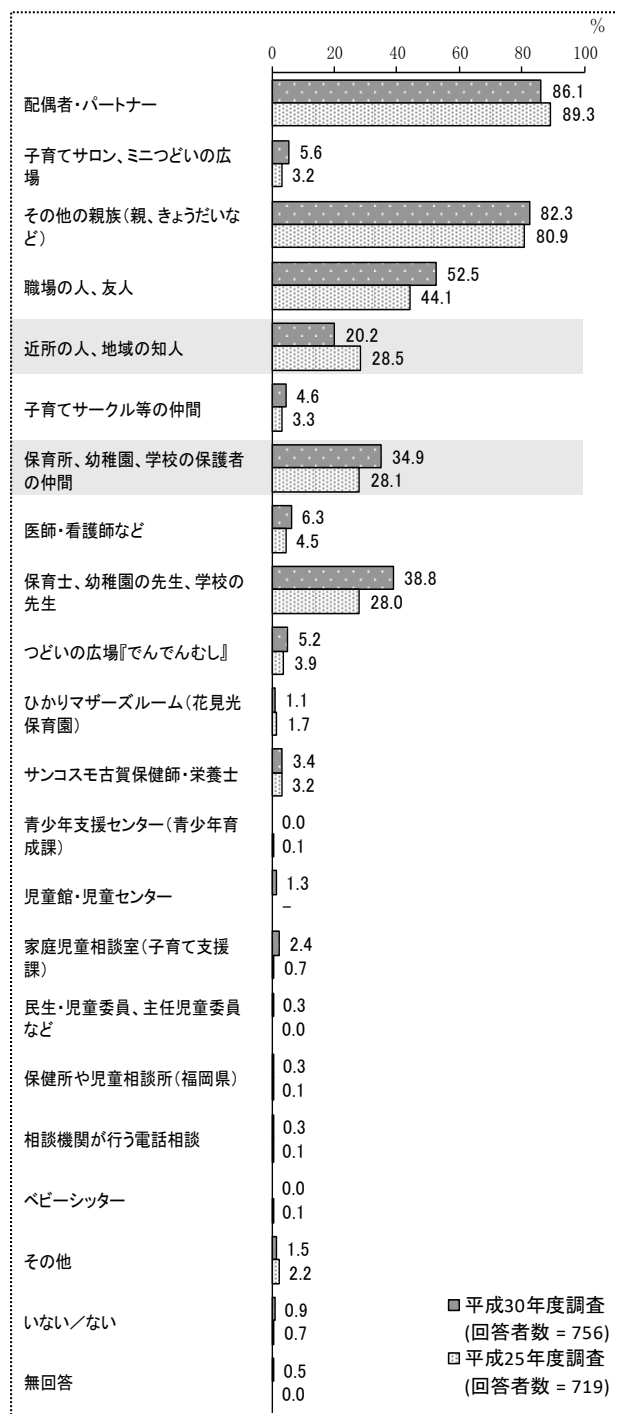
(1) 子どもと家族の状況について

①気軽に相談できる先について〔就学前児童の保護者〕

「配偶者・パートナー」「その他の親族（親、きょうだいなど）」の割合が8割を超えて高くなっています。

「配偶者・パートナー」「その他の親族」の割合は5年前と同様に高い一方で、「近所の人、地域の知人」の割合は減少しています。

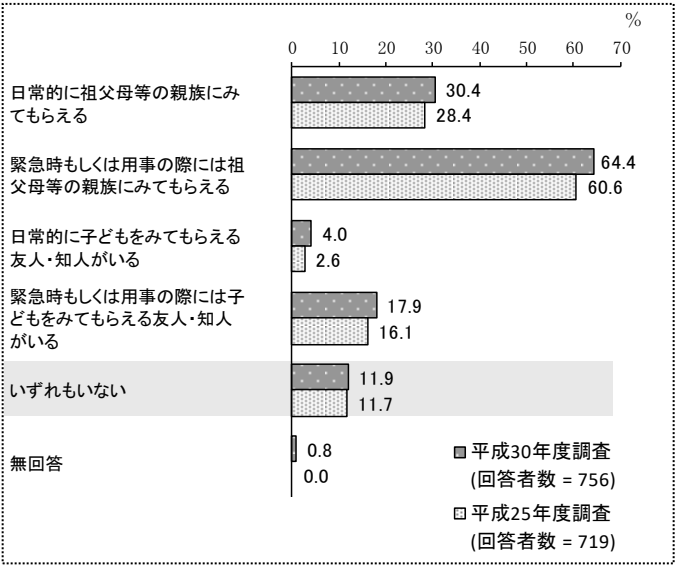
また、「保育所、幼稚園、学校の保護者の仲間」「保育士、幼稚園の先生、学校の先生」の割合が高くなっています。



②日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無〔就学前児童の保護者〕

「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」の割合が最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」となっています。

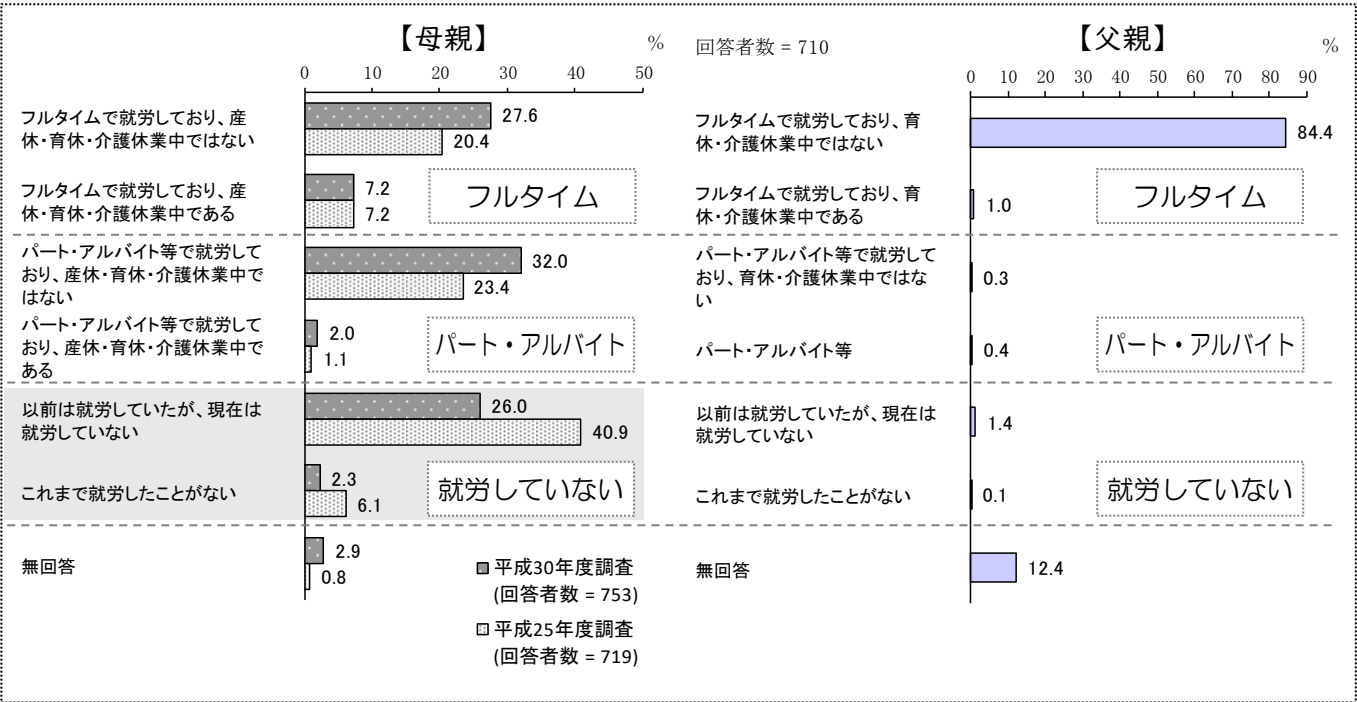
「いずれもない」の割合が5年前と同様に1割強となっています。



③両親の就労状況〔就学前児童の保護者〕

母親では、「フルタイム（産休中含め）」での就労、「パートタイム（産休中含め）」での就労の割合が共に5年前に比べて増加しています。

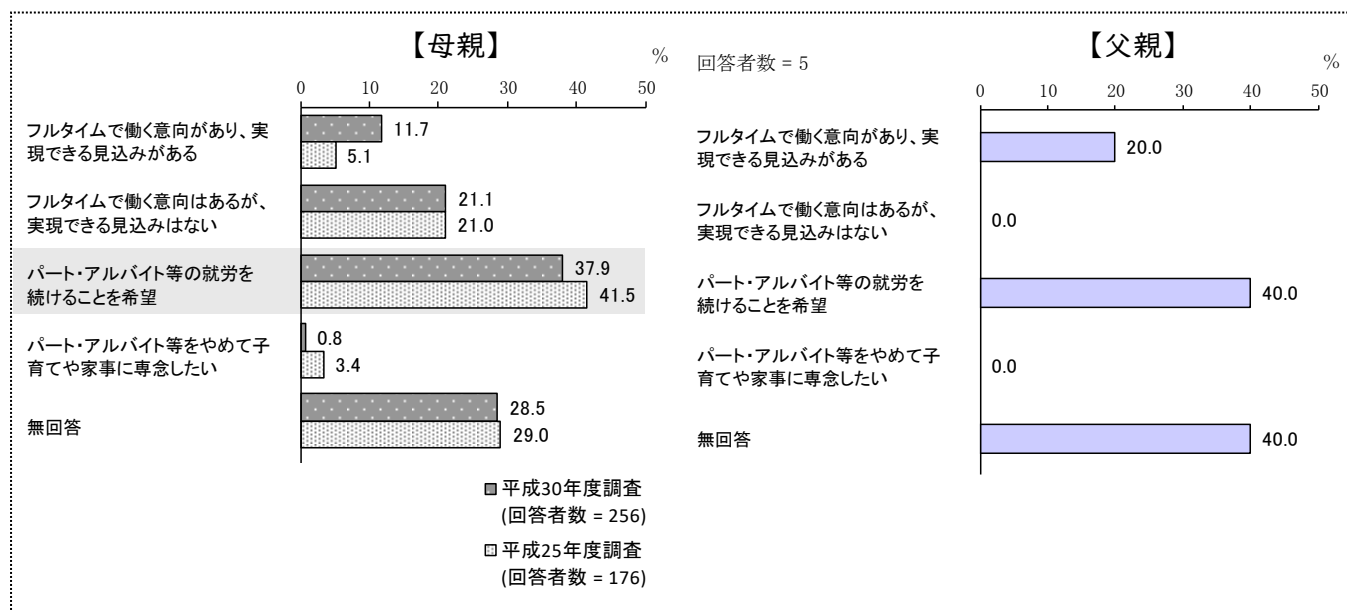
一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」「これまで就労したことがない」を合わせた割合は、5年前に比べて減少しています。



④両親の就労意向（就労者の就労意向）〔就学前児童の保護者〕

母親では、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」の割合が最も高く、5年前と同様に高くなっています。

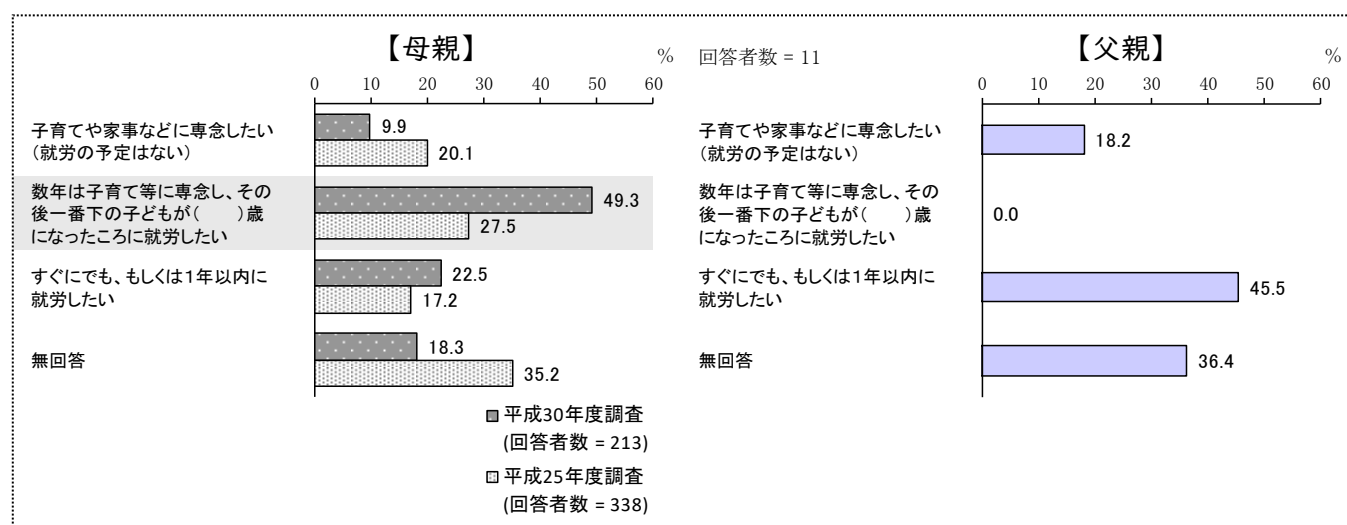
また、「フルタイムで働く意向があり、実現できる見込みがある」の割合は、5年前に比べて高くなっています。



⑤両親の就労意向（未就労者の就労意向）〔就学前児童の保護者〕

未就労者の就労意向は、「数年は子育て等に専念し、その後一番下の子どもが（ ）歳になったころに就労したい」の割合が5年前に比べて大幅に増加しています。

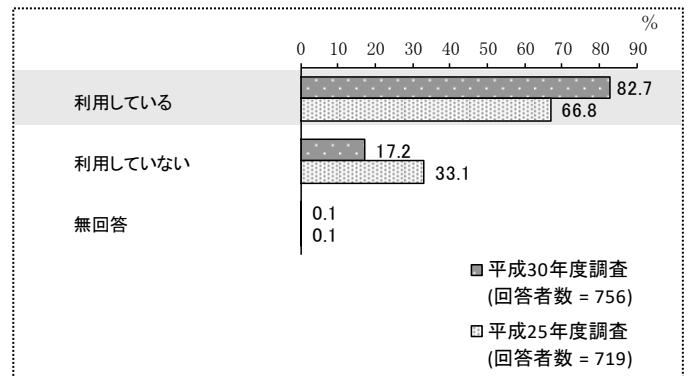
一方、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合は、5年前に比べて減少しています。



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

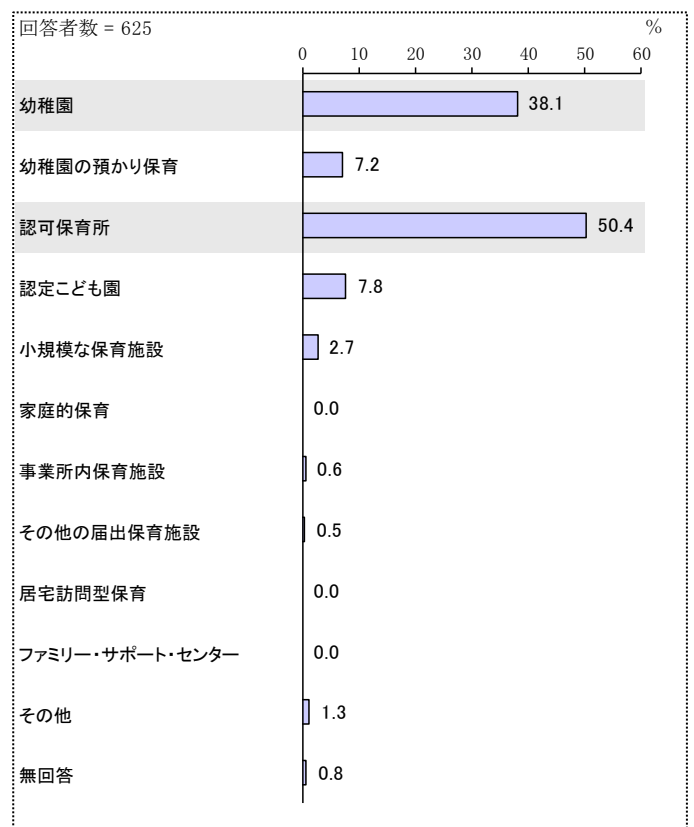
①平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無〔就学前児童の保護者〕

定期的に教育・保育事業を「利用している」の割合は5年前に比べて15ポイント以上増加しています。



②平日の定期的に利用している教育・保育事業〔就学前児童の保護者〕

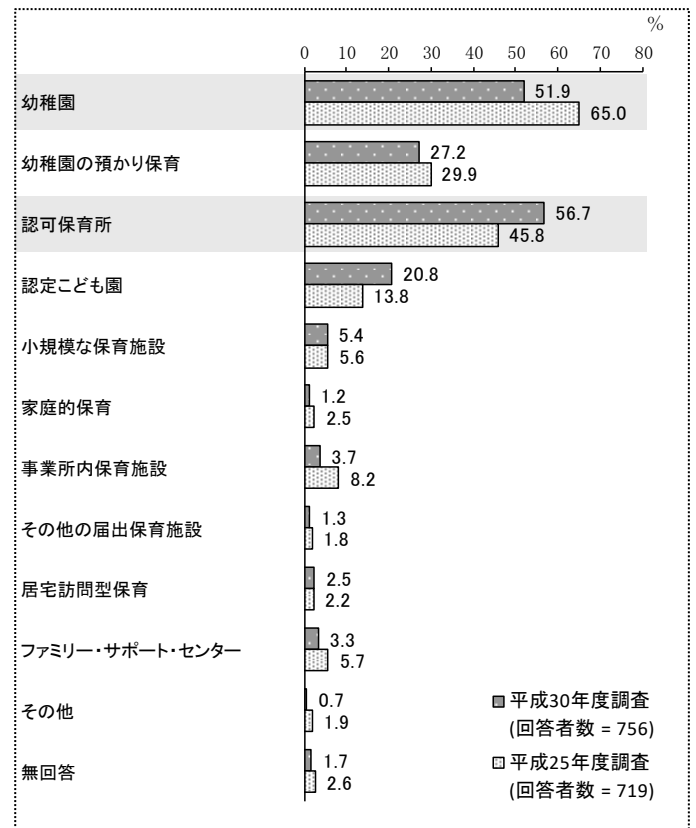
「認可保育所」の割合が最も高く、次いで「幼稚園」、「認定こども園」、「幼稚園の預かり保育」の順に高くなっています。



③平日、定期的に利用したい教育・保育事業〔就学前児童の保護者〕

「認可保育所」が最も高く、次いで「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」の順に高くなっています。

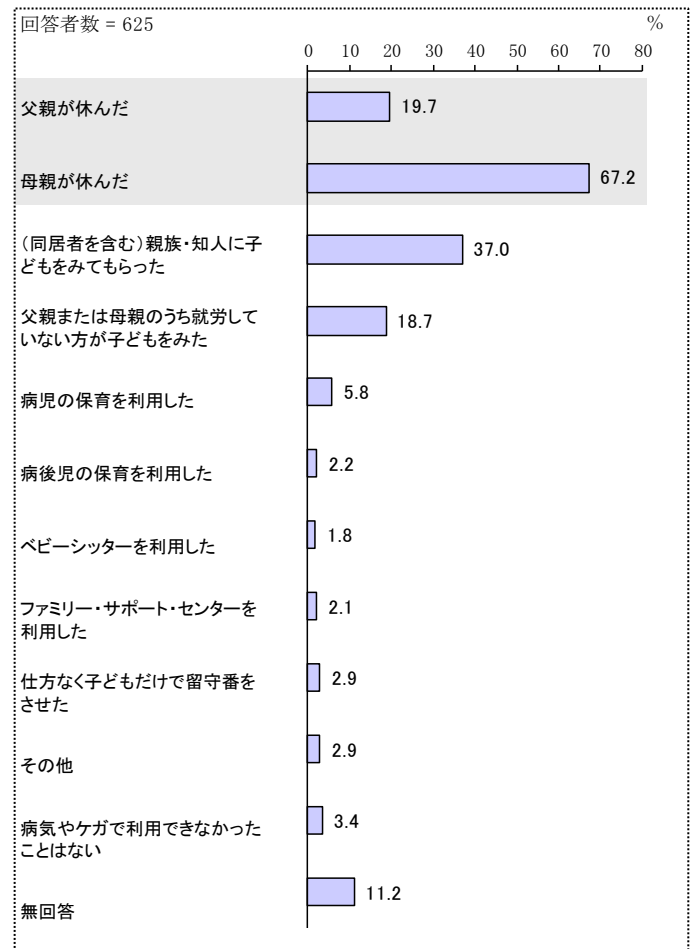
5年前と比べると、「幼稚園」の割合が低く、「認可保育所」、「認定こども園」の割合は高くなっています。



(3) 病気等の際の対応について

①子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応〔就学前児童の保護者〕

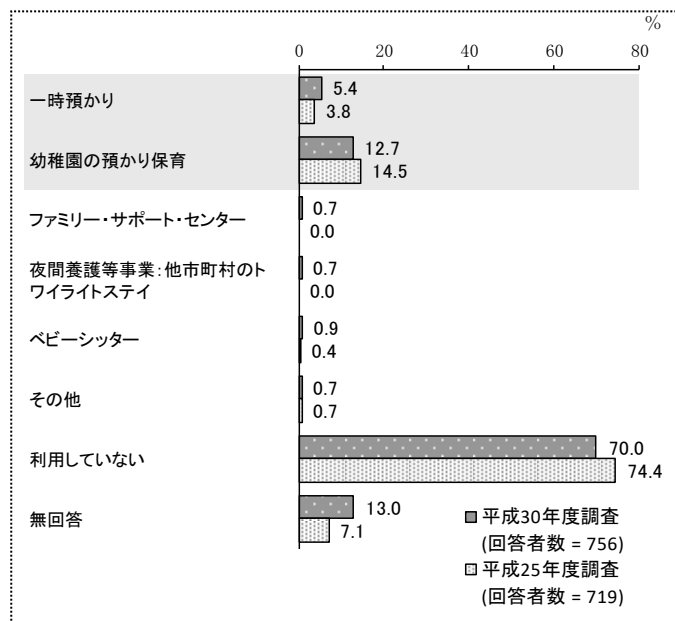
「母親が休んだ」の割合が最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が高く、「父親が休んだ」の割合は2割未満となっています。



(4) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況〔就学前児童の保護者〕

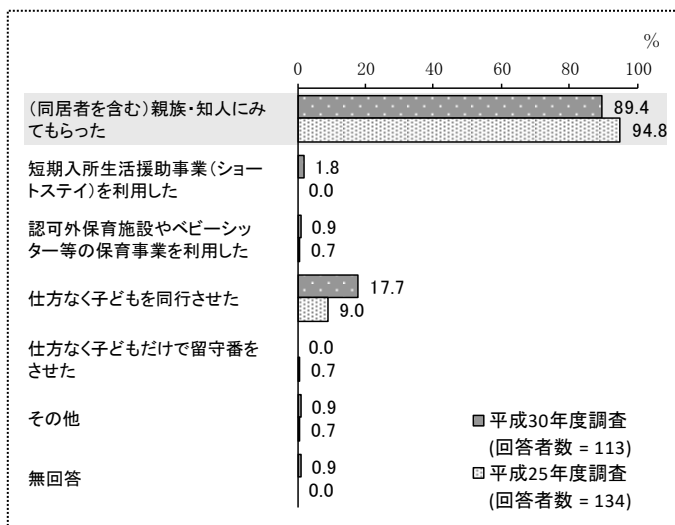
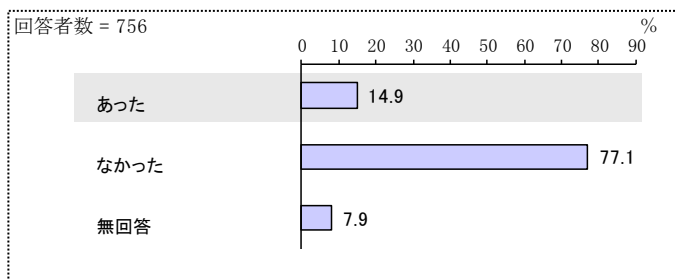
「利用していない」の割合は7割で、利用している人は、「一時預かり」、「幼稚園の預かり保育」を利用しています。



② 宿泊を伴う一時預かり等の有無〔就学前児童の保護者〕

宿泊を伴う一時預かり等が「あった」の割合は、約 1.5 割となっています。

また、「あった」人では、その際の対応として「親族・知人にみてもらった」の割合が高く、「仕方なく子どもを同行させた」の割合も 2 割弱みられます。

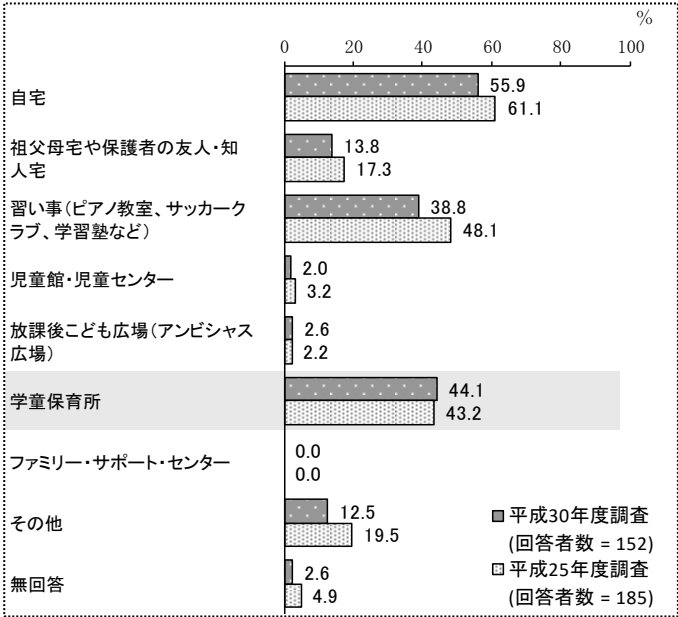


(5) 小学校就学後の過ごさせ方について

①小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所〔就学前児童の保護者〕

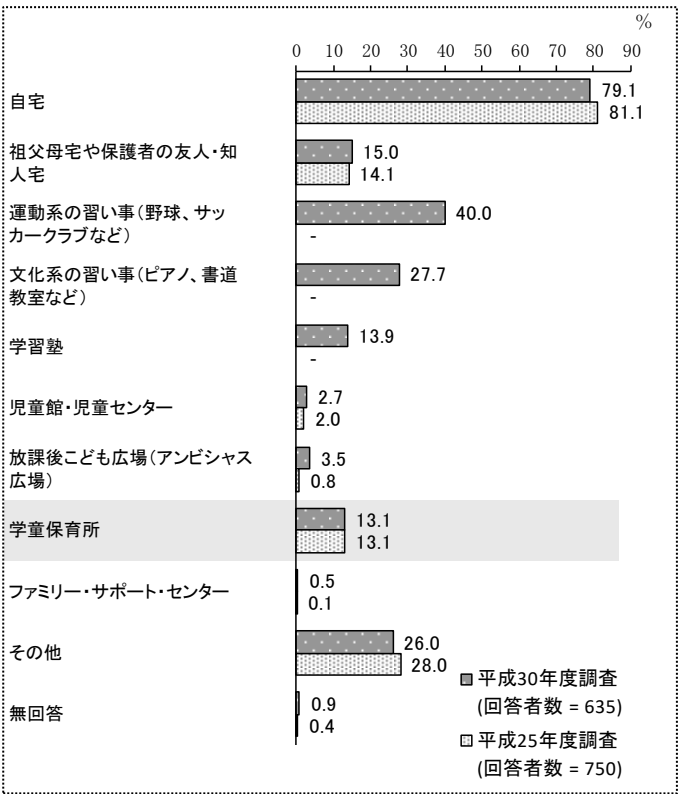
「自宅」の割合が最も高く、次いで「学童保育所」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」となっています。

「学童保育所」の希望は、5年前と同様に約 4.5 割となっています。



②小学校就学後の放課後に過ごさせたい場所〔小学生の保護者〕

「学童保育所」の割合は1割強と、就学前児童の保護者と比べると割合は低くなっています。



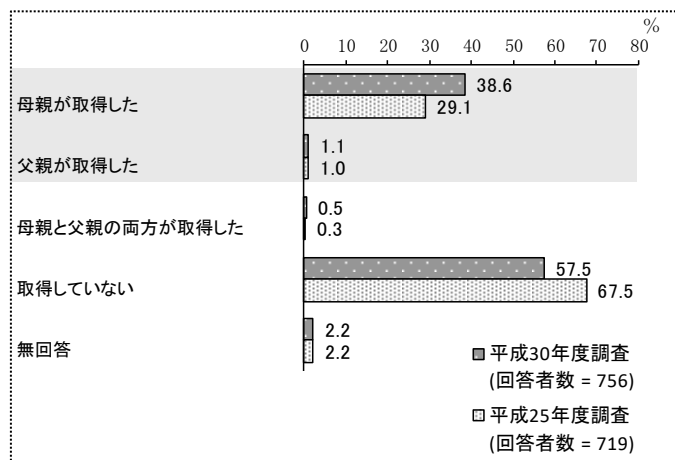
※「運動系の習い事（野球、サッカークラブなど）」、「文化系の習い事（ピアノ、書道教室など）」は平成 25 年度調査では「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「学習塾」は平成 30 年度調査で新たに追加した。

(6) 育児休業制度の利用状況について

①母親の育児休業の取得状況〔就学前児童の保護者〕

「母親が取得した」の割合は、5年前と比べて高く約4割となっていますが、父親ではほとんど取得しておらず変化がみられません。

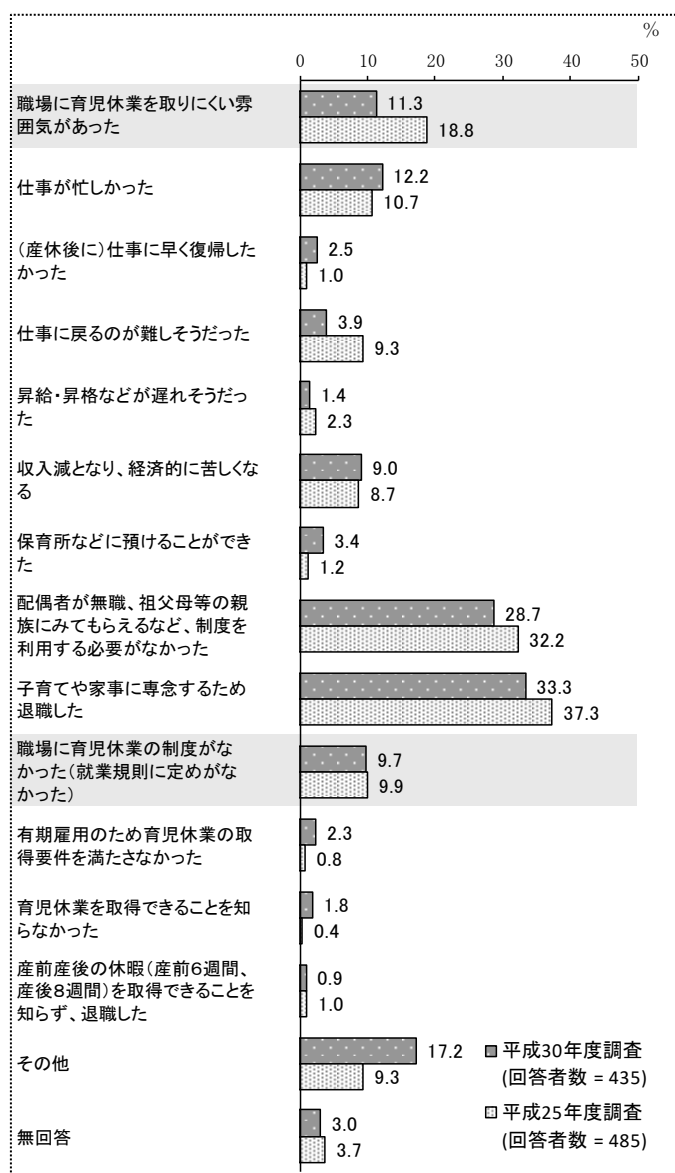
一方、「取得していない」の割合は依然として高いままです。



②母親の育児休業を取得していない理由〔就学前児童の保護者〕

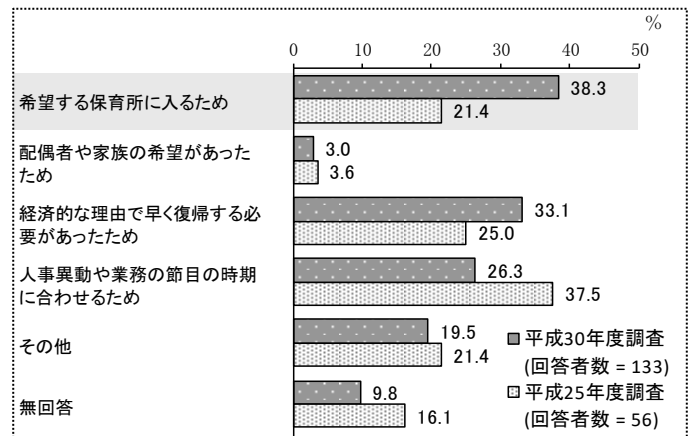
「育休を取りにくい雰囲気があった」の割合は、5年前に比べて減少していますが1割強となっています。

また、「職場に育児休業の制度がなかった」、「仕事が忙しかった」の割合も約1割となっています。



③育児休業後の復職時期を希望より早くした人〔就学前児童の保護者〕

「希望する保育所に入るため」、「経済的な理由で早く復職する必要があったため」の割合は高く、5年前に比べても高くなっています。

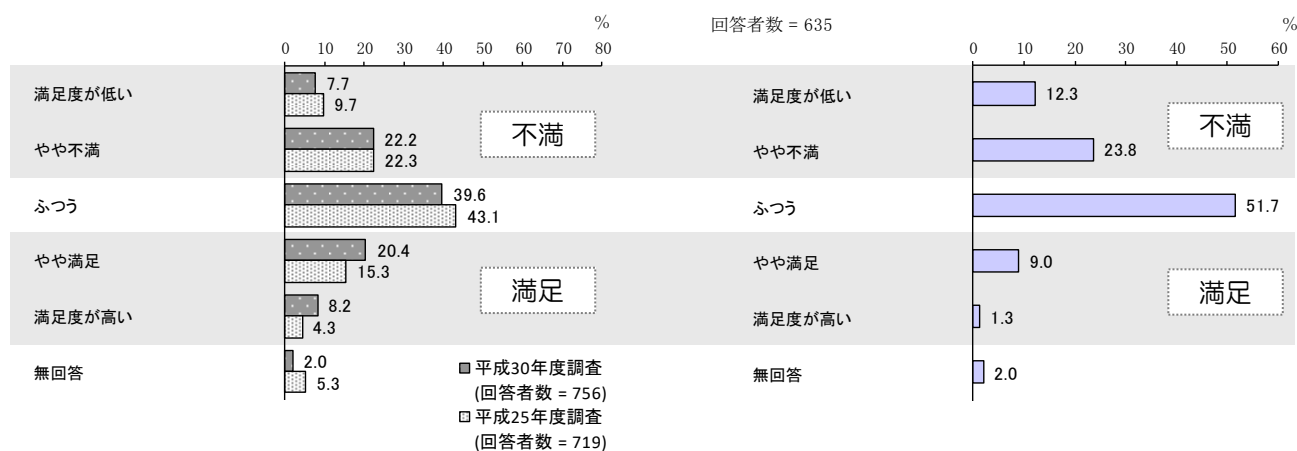


(7) 子育て全般について

① 地域における子育ての環境や支援の満足度

【就学前児童の保護者】

【小学生の保護者】

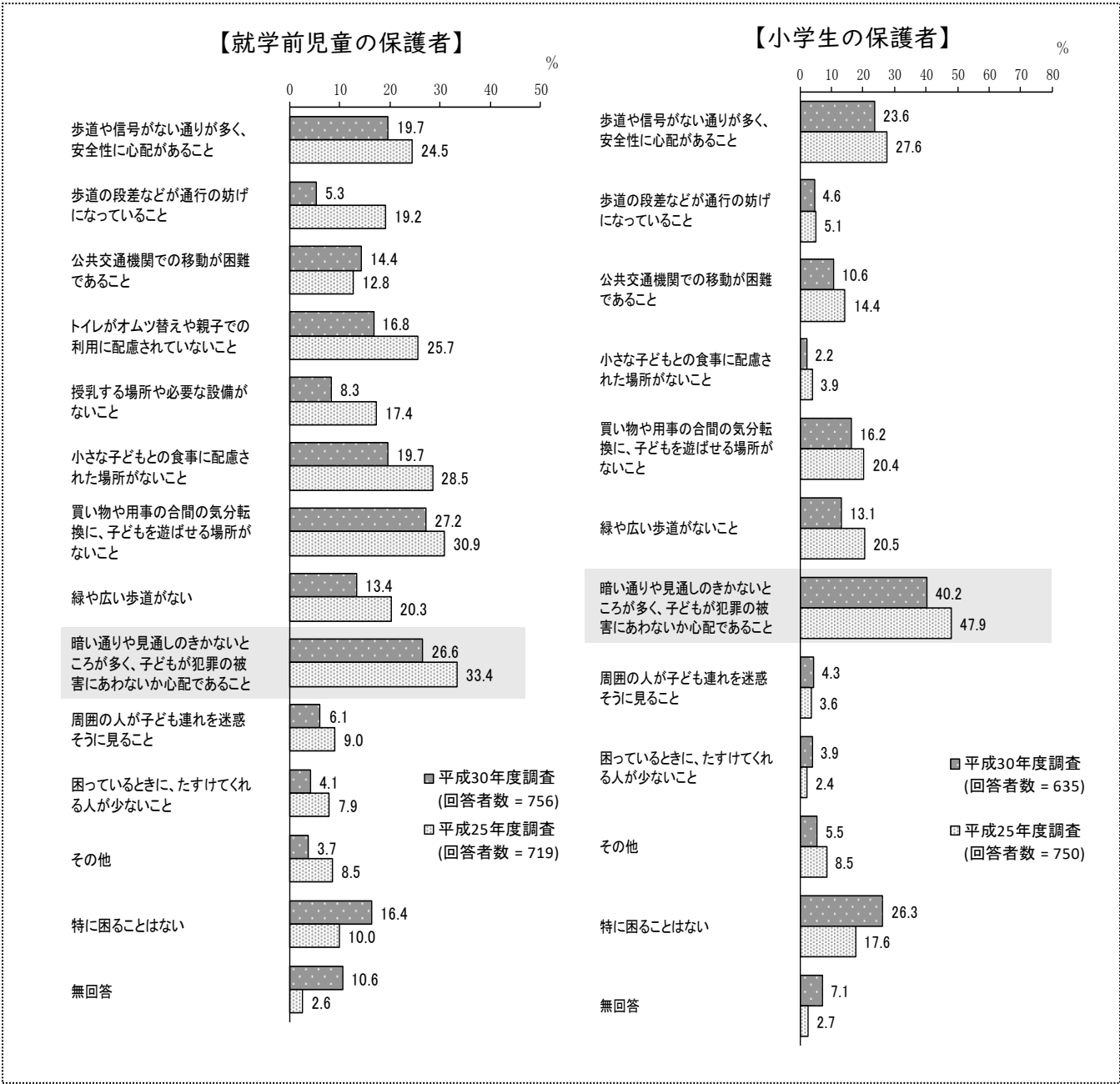


- ・ 就学前児童の保護者では、「満足度が高い」と「やや満足」をあわせた“満足”の割合は、3割弱となっており、前回調査と比較すると高くなっています。
- ・ 小学生の保護者では、「満足度が高い」と「やや満足」をあわせた“満足”の割合は、約1割と就学前児童の保護者と比較すると低くなっているものの、大半が“ふつう”となっています。

② 子どもと外出する際に困ったこと

就学前児童の保護者及び小学生の保護者共に、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」の割合が高くなっています。

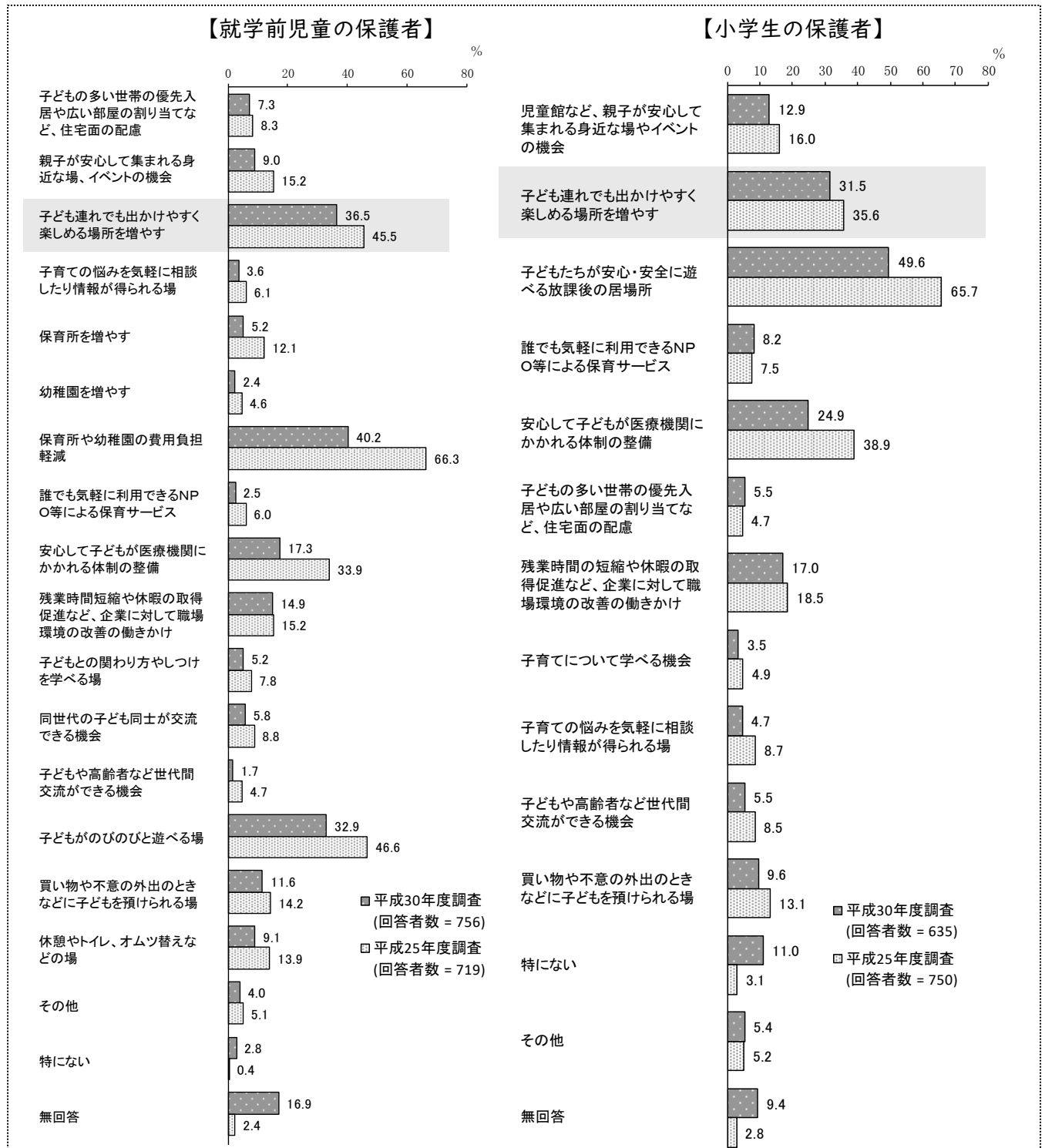
5年前と比べると、就学前児童の保護者及び小学生の保護者共に、「緑や広い歩道がない」、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配であること」の割合が減少しています。また、就学前児童の保護者では、「歩道の段差などが通行の妨げになっていること」、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていないこと」、「授乳する場所や必要な設備がないこと」、「小さな子どもとの食事に配慮された場所がないこと」の割合が減少しています。



③ 子育てをしやすくなる取組

就学前児童の保護者及び小学生の保護者共に、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」の割合は高くなっています。

5年前と比べると、就学前児童の保護者及び小学生の保護者共に、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」の割合は減少しています。また、就学前児童の保護者では「保育所や幼稚園の費用負担軽減」、小学生の保護者では、「子どもたちが安心・安全に遊べる放課後の居場所」割合は減少しています。

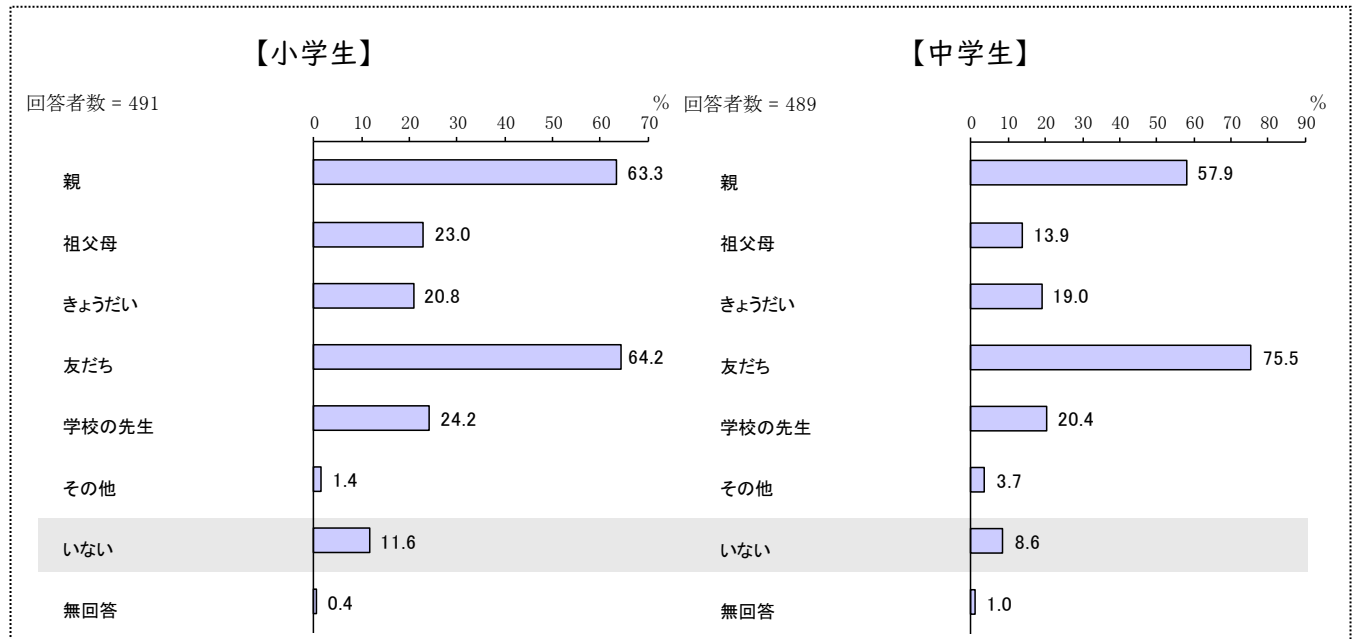


【小学生・中学生のアンケート】

(1) 日常生活について

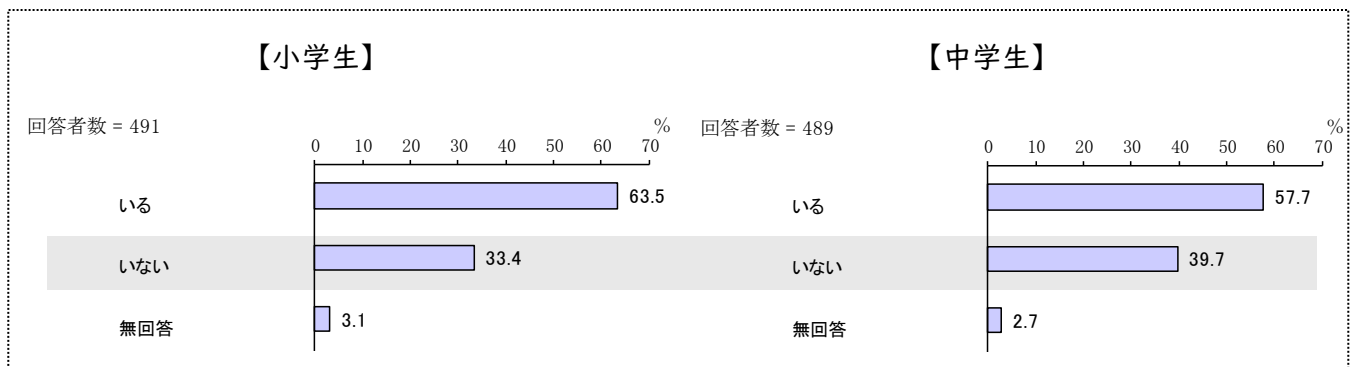
① 相談できる人の有無

小学生及び中学生共に、「友だち」の割合が最も高く、次いで「親」「学校の先生」となっています。小学生及び中学生共に「いない」割合は約1割おり、小学生の割合の方が高くなっています。



② 近所に話ができる大人がいるかどうか

近所に話ができる大人が「いる」の割合は小学生が6割強、中学生が5割半ばとなっています。



③ 近所に話ができる大人の有無別の自己肯定感

小学生及び中学生共に、近所に話ができる大人がいない場合、自分のことを肯定的に捉えていない割合が高い傾向にあり、近くに話せる大人の存在と子どもたちの自己肯定感に相関関係があることが分かりました。

《 小学生 》

単位：％

区分		数 有効回答 (件)	自分のことが好きかどうか				
			とてもあてはまる	だいたいあてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	無回答
近所に話ができる大人の有無	いる	312	16.0	48.7	29.8	5.1	0.3
	いない	164	9.1	46.3	31.7	12.8	—

《 中学生 》

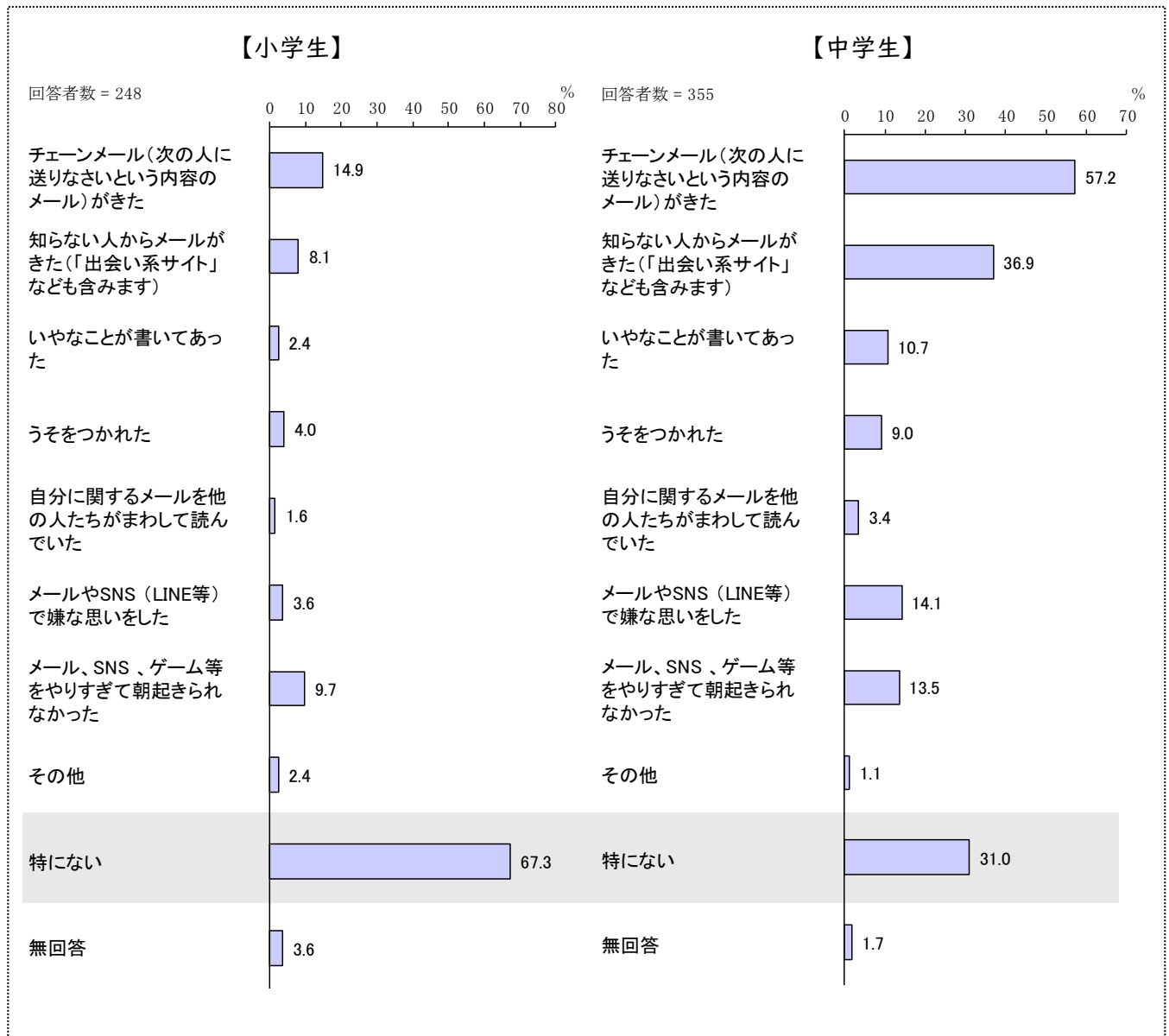
単位：％

区分		数 有効回答 (件)	自分のことが好きかどうか				
			とてもあてはまる	だいたいあてはまる	あまりあてはまらない	まったくあてはまらない	無回答
近所に話ができる大人の有無	いる	282	12.8	44.7	34.0	8.5	—
	いない	194	7.7	30.4	42.8	19.1	—

(2) 携帯電話やパソコンの利用について

① 携帯電話のメールやLINE等の利用でトラブル等の経験をした割合について

「特にない」割合は、小学生が約7割、中学生が約3割となっています。



人との交流

地域の人との交流

人とのつながり
の中での活動

地域の行事に知
り合いや友人と
一緒に行ったこ
と

さかんなコミュ
ニケーション

学習に適した場
所があること

自分と違う意見
をきける

仲間

多くの仲間がい
ること

一生懸命、目標に
向かって仲間と
高め合った

仲間がいること、
友だちと遊んで
いる時

自分と同じ年の
友だちだけでなく、いろいろな年
の友だちと遊ん
だ

いきいき共通する “キーワード”

『地域との交流や仲間がいること』

『できなかったことができるようになる』

やりたいことができる

自分の得意なこ
とをする

好きなことを語
り合う時

自分のしたいこ
とが見つかった
とき

できなかったこ
とができるよう
になった時、努力
が実った時

自分の信じる力
や考えを貫き通
す

好きなことをし
ている 個性の
表現

秘密基地をつく
った

自由・やりがい・楽しみ

小学校の運動会

自由な時間がた
くさんある

時間や責務とい
った縛りがない
ときに個性を伸
ばす時間

小学校の昼休みに、め
だかのエサやりをし
たり、タイヤで遊んだ
りした

柔道、剣道、遊び
を両立している
時

絵を描いている
とき

いろいろな体験
をしていること

空気読むのイヤ

毎日笑顔で生活
している

どんなまちがうれしい？

【高校生グループヒアリングより】

交流や体験

社会での体験を通じて学ぶ

大人への教育

自分の努力、仲間の支えて物事を達成する

常識が学べ、多様な経験のできるまち

日々新しい体験ができるまち

本当に大事なことを教えてくれるまち

楽しく勉強ができる（一味ちがった教育）

みんなが交流できるまち

安全と安心

治安がよい、犯罪のないまち

安心で安全な遊び場所があるまち

子どもたちが過ごしやすい、安心して遊べるまち

遊ぶ場所があれば子どもが生き活きできる

休日は公園が子どもたちであふれる

交通の便がよい

共通する “キーワード”

『安心して遊べるまち』
『みんなが交流できるまち』
『大事なことを学べる機会』

調和

ニーズに合わせた環境づくり

個人の考えを理解してくれる

思いやりに包まれた社会

自分の考えを相手に素直に伝えられる

人との交流

人や社会の関係を緊密に

困ったときにいつでも助け合えるまち

友だちができる場所があり、交遊関係が広がる

積極的に異文化と触れ合える機会

子どもと高齢者のバランス

子どもと高齢者の交流

お人好しなまち

強みの発見・再確認！ 【地域支援者グループヒアリングより】

安心できる環境

近くに子育てサロンがある

安心できる場所
→笑顔

子どもが安心、安全に遊べる場所がある

公民館が居場所になるように工夫する

立地がよい（自然、交通）

自然が豊か

エンパワーメントできる支援

地域のつながり

思いをもった大人の存在

地域力がある

目配り、気配りを大切にした支援

人、地域とのつながり

コミュニティの中心に「子ども」を据えている

共通する
“キーワード”

『地域力があること』

『思いをもった大人がたくさんいること』

子育て支援者

子どもも支援者も共に育つ

子育て当事者であること
（地域も含めて）

自分たちがいやされながら楽しめる

広い視野をもって、切れ目のない活動ができる

子育て情報誌をママ目線で発刊している

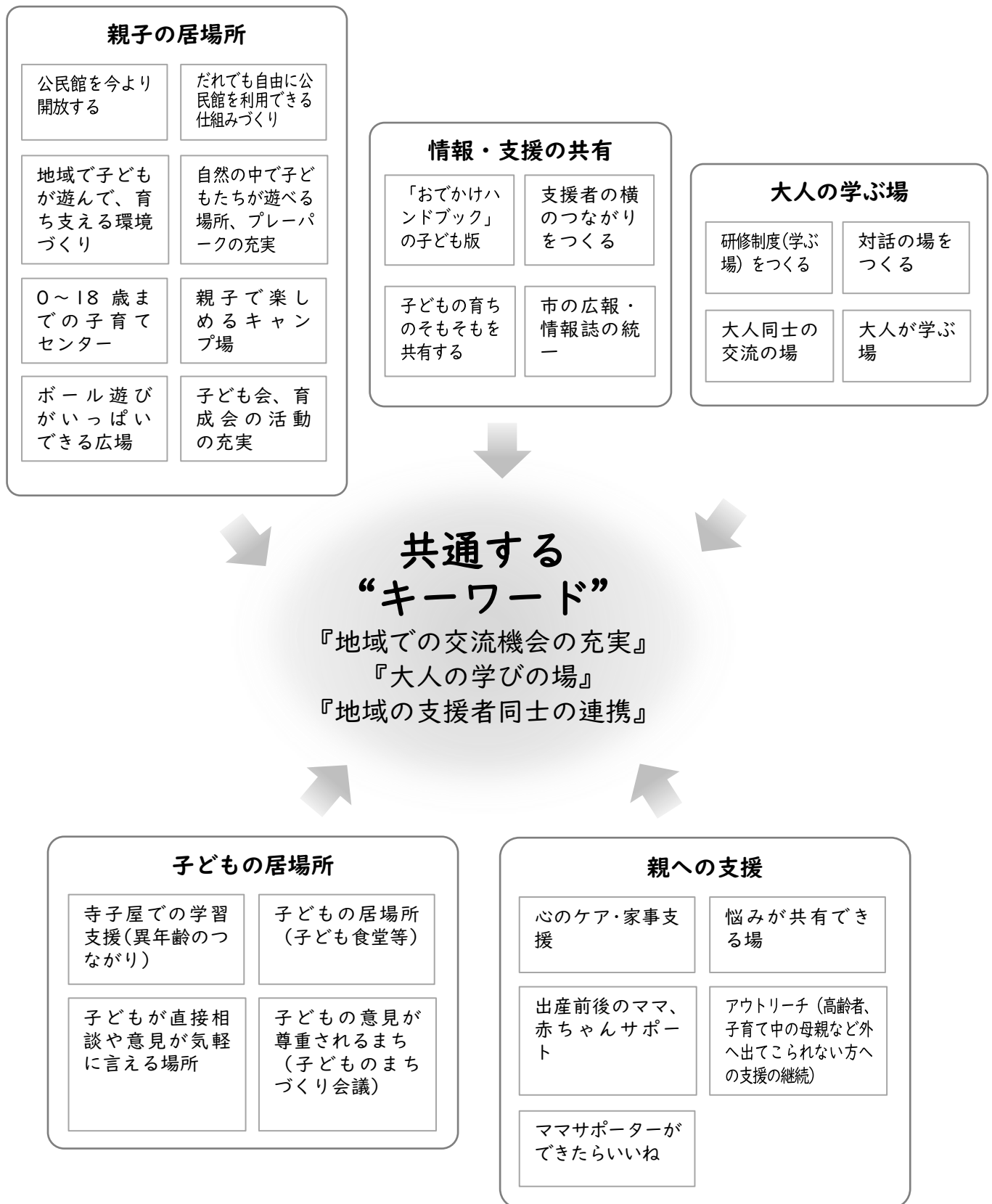
子どもたちのために自分たちのできることを楽しみながらやっている

同じ目的をもって活動できる仲間がいる

未来をイメージ！ 【地域支援者グループヒアリングより】



じゃあ、どうする？ 【地域支援者グループヒアリングより】



4 古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題

第1期事業計画の実績・評価をはじめ、ニーズ調査の結果を踏まえ、古賀市の子どもや子育てを取り巻く課題を基本目標ごとに整理しました。また新たな課題として「5. 子育てを支える地域づくり」を追加し、整理しました。

基本目標1. 子どもの健やかな育ちのための支援 からの課題

小学生・中学生のアンケート調査において、「相談できる人がいない」と回答した人が1割程度いることが分かりました。子どもの健やかな心の育ちには、子どもの気持ちに寄り添い、その子どもに合った関わりが重要です。

また、加速化しているテクノロジーの進歩とそれに伴う社会変化の中で、ネット依存、ネット被害、SNSによるトラブルなどの問題が生じています。小学生・中学生のアンケート調査では、携帯電話のメールやLINE等の利用でトラブル等の経験をした割合について、「特にない」の割合が、小学生は7割弱、中学生は3割となっており、何らかのトラブルが発生した子どもがいることから、情報を主体的に選択し正しく利用できるよう、情報モラル教育及び情報リテラシー教育が重要です。

就学前児童の保護者及び小学生の保護者アンケート調査では、子育てをしやすくなる取組として、「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やす」「子どもがのびのびと遊べる場」「子どもたちが安全・安心に遊べる放課後の居場所」など、子どもの安全・安心な居場所を求める声が多くなっています。子どもの居場所づくりとしては、市内各中学校区に児童館を整備しているほか、全ての小学校区に放課後子供教室を設置しておりますが、学童保育と連携した活動の推進をはじめ、引き続き身近な地域の中で、安全・安心な子どもの居場所づくりを積極的に推進していく必要があります。

さらに、次世代を担う子どもたちが、豊かな人間性や社会性を身に付け「生きる力」を育み、社会の一員として自立できるよう、様々な体験ができるよう子どもの体験活動を充実させていく必要があります。

基本目標 2. いきいきと子育てができる環境づくり からの課題

少子化や核家族化の進行により、家庭における子育て機能の低下が課題となっていることから、保護者の子育て力を高めていく取組が必要です。また、就学前**児童**の保護者のアンケート調査では、「相談できる相手がいない」方が一定数いることが判明したことから、相談機関の周知徹底をはじめ相談しやすい取組を推進すること、さらに、保護者同士のつながりや仲間づくりを支援していくことが大切です。

本市は、平成 31 年 4 月に、妊娠期から乳幼児期までにかかる相談を受け付けるワンストップ窓口として「子育て世代包括支援センター(KuRuKuRu)」を開設しました。子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、「子育て世代包括支援センター(KuRuKuRu)」を核として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制をさらに充実させていくことが重要です。

また、子育て支援事業について、認知度の低い事業や「これまでに利用したことがある(利用度)」よりも「今後利用したい(希望度)」が高くなっている事業もあることから、子育て支援に関する情報提供の充実を図り、気軽に確実に利用できるよう支援することが必要です。

子育てのあらゆる場面において、不安とストレスを抱えている保護者が増加している中、身体的、精神的、社会的、経済的等の様々な要因により、わが子を虐待してしまう親の増加が全国的にも大きな問題となっています。

宗像児童相談所における古賀市の児童相談の内、児童虐待に関する相談が全体の 22.2% (30 年度実績) を占めており、引き続き児童虐待に対して適切な保護及び支援を実施していく必要があります。また、児童虐待は、発生予防の観点が大切であり、早期発見・早期対応をしていくことが極めて重要であるため、関係機関との連携を強化していく必要があります。

基本目標3. 子育て家庭にやさしい生活環境づくり からの課題

経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす、いわゆる「子どもの貧困」が大きな社会問題となっており、生活困窮家庭においては、貧困が親から子どもに引き継がれる「貧困の連鎖」が課題となっています。

本市は、平成30年度に子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「古賀市子どもの未来応援プラン」を策定しました。子どもの貧困問題は、経済的な課題が一つの要因になっていますが、保護者の養育課題や子どもとのコミュニケーション不足等、様々な要因が絡むことにより課題が大きくなっていることがあります。「古賀市子どもの未来応援プラン」に基づき、【教育支援】【生活支援】【保護者に対する就労支援】【経済的支援】を柱として、子どもやひとり親家庭をはじめとした保護者に対し、各支援事業の連携した取組を実施することにより、貧困の連鎖を断ち切っていくことが重要です。

また、生活と仕事のバランスにおいて、育児休業の取得率は、国と同様に本市においても、女性は着実に高くなっているものの、男性は依然と低いままです。

就学前児童の保護者のアンケート調査では、希望する保育園等へ入園するために、育児休業後の復職時期を希望より早くした人が多いことが分かり、待機児童の懸念から復職時期を希望より早める保護者が多くなることが予測されます。

今後は、育児休業制度の利用をさらに促進するとともに、引き続き待機児童対策を実施し、育児休業制度を希望通り利用できる環境づくりを進めることが必要です。

さらに、就学前児童の保護者及び小学生保護者のアンケート調査で、子どもと外出する際に困ったこととして、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」の割合が高く、外出に不安を感じている保護者が多くいることが分かりました。

道路・公園整備や地域での防犯活動に加え、児童生徒への防犯教育も継続して実施するなど、安心して子育てできる環境整備を進めることが必要です。

基本目標4. 教育・保育提供体制の充実 からの課題

国の「子育て安心プラン」は、2020 年度末までに待機児童の解消を目指すとしています。本市は、これまでに待機児童ゼロを目指して取り組み、毎年4月時点での待機児童は発生しておりませんが、例年年度末に向かって待機児童が増加する傾向にあります。

就学前児童の保護者及び小学生の保護者のアンケート調査では、保護者の就労希望をみると、母親は前回調査と比較して、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しており、働く母親が増加していることから、潜在的な保育ニーズがみられます。教育ニーズも強くみられており、今後も家庭状況や保護者の就労状況の変化等を踏まえ、定期的な教育・保育施設の提供体制の確保が必要です。

また本市は、これまでも社会情勢を踏まえて、延長保育、一時預かり保育、休日保育、病児・病後児保育等の整備を進めてきました。家庭状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、引き続き保育サービスを充実させていくことが重要です。

子どもと保護者が安心して生活を送ることができるよう、教育・保育の「量」の確保は必須です。さらに、乳幼児期は人格形成の基礎を培う大切な時期であり、また、学童期においては、社会性・協調性が養われる大切な時期でもあることから、教育・保育の「質」の確保も重要で、ハード・ソフトの両面を担保できるよう施設・組織体制の充実が必要です。

基本目標5. 子育てを支える地域づくり [新規]

小学生及び中学生のアンケート調査で、近所に話ができる大人がいるかどうか、子どもの自己肯定感と関係があり、近所に話ができる大人がいない子どもほど、自己肯定感が低い傾向があることが分かりました。

本事業計画の理念である「子どもが生き生き生きるまち」を実現し、子育て世帯が今後も古賀市で暮らしたい、古賀市で子育てすることが楽しいと感じられるように、地域全体で子育てを応援していくことが重要です。

本市の強みである地域の子育て支援団体等の活動を最大限に活かせるよう、コミュニティ活動の推進をはじめ、子育て支援団体等の活動を支援するとともに、その活動がつながり広がるような取組が必要です。

また、地域支援者グループヒアリング及び高校生グループヒアリングでは、「地域」「コミュニティ」「交流」「つながり」等の共通したキーワードが多く見受けられました。

特に高校生ヒアリングでは、「みんなが交流できるまち」「大事なことを学べる機会があるまち」「日々新しい体験ができるまち」「友だちができる場所があり、交友関係が広がるまち」「社会での体験を通じて学ぶまち」等、子どもたちにとってうれしいまちの姿が明確になりました。このように、大人だけでなく、次世代を担う子どもたちも主体的にまちづくりに参加していく、「子どもたちも地域の担い手である」という視点を取り入れた事業展開が必要です。



計画の基本的な考え方

I 基本理念

第Ⅰ期事業計画で掲げた基本理念「子どもが生き生き生きるまち～生きる力を育む子育ての「わ」～」を継承し、この理念を具現化するために各施策を実施していきます。

各施策を実施することで、子どもたちが安全で安心した環境の中で生き生き育ち、子育て家庭が子育てを楽しみ、古賀市に住んでよかったと実感できるまちになることを目指します。

子どもの写真が入る予定です。

子どもが生き生き生きるまち ～生きる力を育む子育ての「わ」～



「生きる力」とは(文部科学省の定義)

「生きる力」＝知・徳・体のバランスのとれた力

変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知・徳・体をバランスよく育てることが大切であり、学校・家庭・地域が相互に連携しつつ社会全体で育む必要があります。

2 基本目標

基本目標 1. 子どもの健やかな育ちのための支援

(1) 子どもの健やかな心の支援

子どもが自分自身のことを大切にすることができるよう、子どもの心に寄り添った支援を継続します。また、子どもが自己肯定感を高められるよう、小さな成功体験ができる取組を促進します。さらに、テクノロジーの進歩とそれに伴う社会環境の変化に対応したメディア啓発事業等、情報モラル教育や情報リテラシー教育を充実させます。

(2) 子どもの健やかな身体の支援

健康づくりの重要性や楽しさを伝え、健康管理に対する意識の向上を図り、子どもが基本的生活習慣を身に付けられるよう支援します。また、個に応じた発達の支援を継続します。

(3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

次世代を担う子どもたちが、グローバル化や多様な社会の中で、豊かな人間性を育み、自ら学び、自ら考え、主体的に行動し、社会の一員として自立できるよう支援します。

基本目標 2. いきいきと子育てができる環境づくり

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、「子育て世代包括支援センター(KuRuKuRu)」を中心に、切れ目のない支援体制の充実を図ります。

(2) 子育て力向上のための支援

保護者の子育て力の向上を推進するとともに、保護者同士がつながり、仲間づくりや情報交換ができるよう支援することで、子育て家庭の孤立感や不安感の軽減を図ります。

(3) 子育て情報提供の充実

必要な方に必要な情報が行き届き、必要な支援が受けられるよう、様々な媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

(4) 要保護児童及び要支援児童等への対応

子育ての孤立感や負担感を抱き、一人で悩まれている保護者が一定数いることから、引き続き相談体制を充実させるとともに、適切な保護及び支援を実施します。

また、社会的に大きな問題になっている児童虐待に対し、児童虐待防止啓発事業を充実させ、子どもの言葉にならない想いを察し、『子どもの声を聴く』ことで、虐待の早期発見・早期対応ができるよう、関係機関との連携を強化していきます。

基本目標3. 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

(1) 生活支援・経済的支援

『古賀市子どもの未来応援プラン』と整合性を図りながら、事業を推進することで、子育てにおける経済的な負担軽減や生活支援を実施し、子育て家庭にやさしい生活環境づくりに努めます。

(2) ライフ・ワーク・バランスの支援

生活と仕事のバランス支援に向けた環境づくりのため、広報・啓発活動に努めます。

(3) 安心して外出できる環境の整備

子ども連れでも安心して出かけられる場所、子どもの遊び場の整備など、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。

基本目標4. 教育・保育提供体制の充実

(1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

保護者の就労希望の増加に伴う保育ニーズの高まりや、幼児教育ニーズの高まりに対し、安心して子育てができるように「子どもの最善の利益」を優先した適切な提供体制の確保に努めます。

(2) 保育サービスの充実

家庭状況に応じて必要なサービスが受けられるよう、保育サービスの充実を図ります。

(3) 教育・保育の向上

子どもと保護者が安心して生活を送れるよう、教育・保育の「量」「質」を確保するために施設や組織体制等の充実に努めます。

基本目標5. 子育てを支える地域づくり [新規]

(1) 「地域総ぐるみ」子育て支援の推進

家庭をはじめ、地域全体で子育てができるよう、地域団体等の活動を推進するとともに、その団体等がつながり、子育て支援が広がるような取組を推進していきます。

(2) 子どもが地域の担い手となる体制づくり

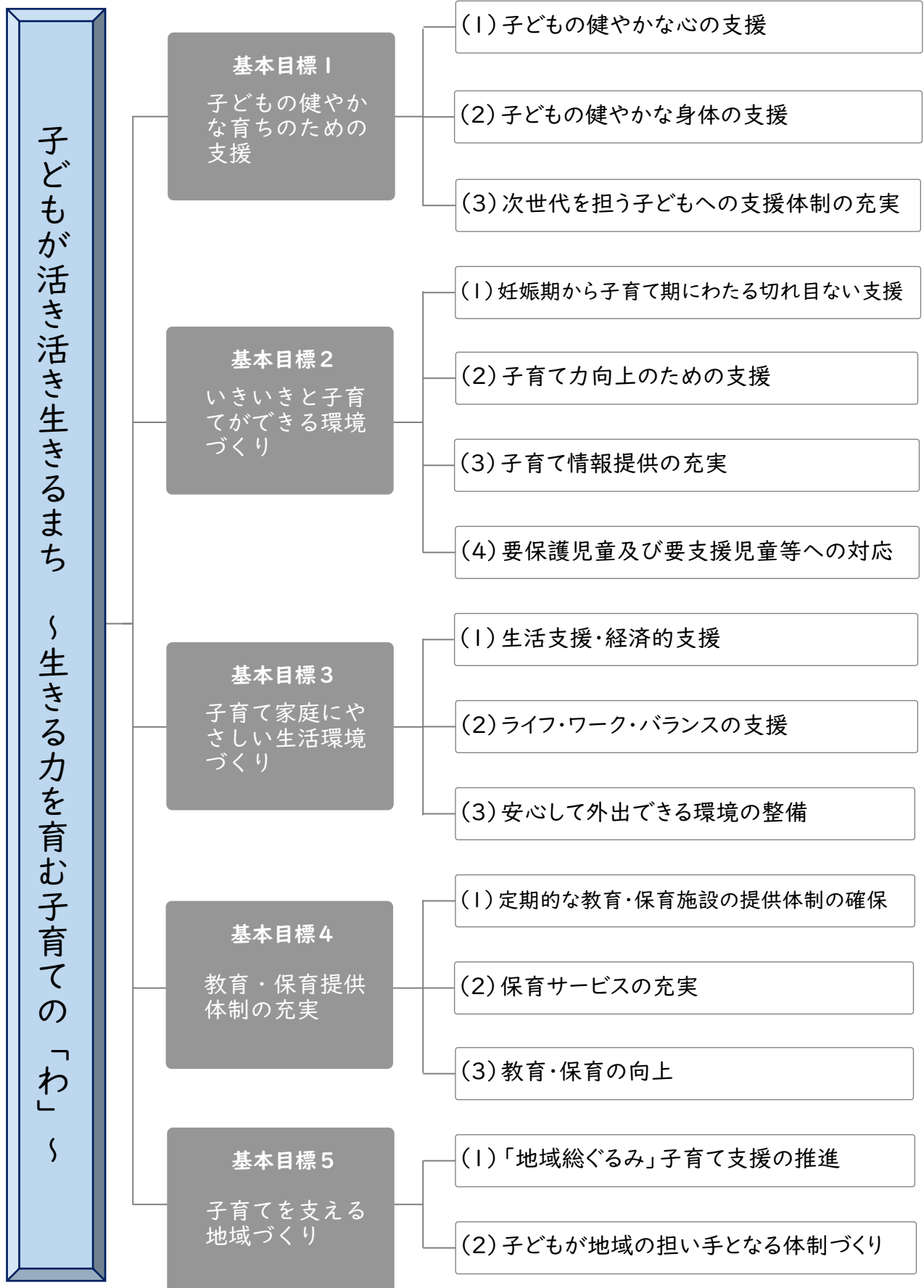
子どもの自主性や社会性を養い、子どもが「生きる力」を身につけることができるよう、「地域の担い手」としての活動を支援していきます。

3 施策の体系

〔 基本理念 〕

〔 基本目標 〕

〔 基本施策 〕





第4章

施策の具体的な取組

現政策体系にあわせて、事業を整理し掲載しています。
目的に照らし合わせ、必要な事業であれば新規に追加
していくことになります。
逆に、現状に合わない等、事業実施の必要性の薄い事業
等は、廃止となります。

基本目標Ⅰ 子どもの健やかな育ちのための支援

(Ⅰ) 子どもの健やかな心の支援

子どもの写真が
入る予定です。

子どもが健やかに育つためには、心身ともに安全・安心であることが基本です。子どもが自らを大切に、他人を思いやる気持ちを養うことができるよう、子どもの心に寄り添った支援を継続して充実させます。

また、子どもの自己肯定感を高められるよう、子どもの主体性ややり抜く力を育み、小さな成功体験が積める取組を促進します。

さらに、加速しているテクノロジーの進歩と、それに伴う社会変化に対応できるよう、情報モラル教育や情報リテラシー教育を充実させます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
子どもの居場所づくり	1-1-1	地域子ども居場所づくり事業 ・放課後子供教室事業	青少年育成課
	1-1-2	子ども居場所提供事業	青少年育成課
心の相談支援	1-1-3	心の教室相談事業	学校教育課
児童生徒生活環境の改善	1-1-4	児童生徒生活環境改善事業 ～スクールソーシャルワーカー事業～	学校教育課
乳幼児親子の交流推進	1-1-5	乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場でんでんむし事業～	子育て支援課
	1-1-6	地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～	子育て支援課
	1-1-7	乳幼児絵本との出会い促進事業 ～ブックスタート事業～ ・メディア啓発事業	子育て支援課
	1-1-8	地域乳幼児親子交流促進事業 ～マザーズルーム事業～	子育て支援課
	1-1-9	乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～	青少年育成課

(2) 子どもの健やかな身体の支援

保護者をはじめ、子どもたちにも、健康づくりの重要性や楽しさを伝え、健康管理に対する意識の向上を図り、基本的な生活習慣を身に付け、生活習慣病の予防に努めます。

さらに、子どもの個に応じた発達の支援を継続して充実させます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
健康づくりの啓発	1-2-1	家族健康づくり事業 ・家族コツコツ(骨骨)健康づくり事業	予防健診課
食育の推進	1-2-2	食生活改善推進事業 ・親子クッキング事業	予防健診課
スポーツ活動の促進	1-2-3	子ども体力づくり推進事業	生涯学習推進課
	1-2-4	スポーツ活動支援事業	生涯学習推進課
小学生の健康管理	1-2-5	就学時健康診断事業	学校教育課
子どもの発達支援	1-2-6	子ども発達支援事業	子育て支援課

(3) 次世代を担う子どもへの支援体制の充実

社会環境の変化に加え、産業・経済の構造的変化、雇用の多様化・流動化等は、子どもたち自らの将来の捉え方にも大きな変化をもたらしています。子どもたちが希望をもって、自立的に自分の未来を切り開いて生きていくために、豊かな人間性や社会性を身に付けて「生きる力」を育むことができるよう、様々な体験ができるような取組を推進します。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
キャリア教育	1-3-1	小学生キャリア教育	学校教育課
職業体験学習	1-3-2	中学生職業体験学習事業	学校教育課
青少年活動の推進	1-3-3	子ども自立支援事業 ～スタンドアローン（一人で立つ）支援事業～	隣保館
人権教育・啓発	1-3-4	地域人権啓発事業 ・じんけん平和教室	隣保館
	1-3-5	地域人権啓発事業 ・異文化交流教室（ひだまりパスポート）	隣保館
読書活動の促進	1-3-6	視聴覚資料利用促進事業 ・子ども映画会事業	図書館
	1-3-7	読み聞かせ促進事業 ・おはなし会事業	図書館
	1-3-8	読み聞かせ促進事業 ・セカンドブック事業	図書館
	1-3-9	読書活動促進事業 ・読書ノート事業	図書館
文化芸術の振興	1-3-10	文化芸術人材育成事業 ・アートバス事業	文化課
歴史文化の普及	1-3-11	自然史歴史教養向上事業 ・子ども自然史・歴史講座	文化課
	1-3-12	小・中学生郷土史教育事業 ・教育普及業務	文化課
	1-3-13	小・中学生郷土史教育事業 ・歴史資料館れきし体験パスポート	文化課
	1-3-14	自然史歴史教養向上事業 ・子ども考古学部	文化課

基本目標２ いきいきと子育てができる環境づくり

（１）妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、切れ目のない支援を充実させていきます。

とりわけ、産後うつをはじめ、産後に何らかの不調を経験している産婦の割合が高いことから、産前・産後をトータル的に支援する取組を強化し推進していきます。

また、乳幼児健康診査を行い、月齢・年齢に応じた児童の発達状況や健康状態を把握し、早期支援につなげます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
妊娠期保健の推進	2-1-1	妊娠期健康増進事業 ・妊婦教室・相談事業	子育て支援課
	2-1-2	妊婦健康診査事業	子育て支援課
子育て家庭の支援	2-1-3	乳児家庭全戸訪問等事業	子育て支援課
乳幼児期保健の推進	2-1-4	離乳食指導事業	子育て支援課
	2-1-5	乳幼児健康診査事業	子育て支援課
感染症の対策	2-1-6	小児予防接種事業	予防健診課
子育ての相談支援	2-1-7	乳幼児親子相談・交流事業	子育て支援課
乳幼児親子の交流 推進	2-1-8	乳幼児親子居場所提供事業 ～つどいの広場でんでんむし事業～	子育て支援課
	2-1-9	地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～	子育て支援課
	2-1-10	地域乳幼児親子交流促進事業 ～マザーズルーム事業～	子育て支援課
	2-1-11	乳幼児親子交流事業 ～親子あそび事業～	青少年育成課

(2) 子育て力向上のための支援

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをとりまく環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下が心配されます。

子育て中の保護者がもてる力を発揮し、共に喜びや楽しみを感じ、分かち合いながら子育てができるよう、相談体制を充実させます。

また、子育てに関する講座を開催するなど、様々な機会を通じて保護者の子育てに関する知識の向上を図ります。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
食育の推進	2-2-1	食生活改善推進事業	予防健診課
家庭・地域教育の支援	2-2-2	家庭教育啓発事業	生涯学習推進課
育児力の向上	2-2-3	乳児母子支援講座事業 ～IPPO プログラム事業～	子育て支援課
読書活動の促進	2-2-4	読書活動促進事業	図書館
児童の権利擁護	2-2-5	家庭児童相談支援事業	子育て支援課

(3) 子育て情報提供の充実

母子保健事業、子育て支援事業等、様々な事業を実施しているにもかかわらず、情報が行き届いていない現状を踏まえ、子育て世帯が知りたい情報を適宜提供できるように、積極的かつ効果的な情報提供に努めます。特に、外国籍児童への情報提供を工夫します。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
子育て情報発信の充実	2-3-1	子育て情報発信事業	子育て支援課
	2-3-2	子育て情報発信事業 ・子育て情報誌「こもこも」	子育て支援課
	2-3-3	青少年育成活動情報発信事業	青少年育成課

(4) 要保護児童及び要支援児童等への対応

児童虐待は、児童の身体的な影響に加え、心の発達や人格の形成にも深刻な影響を及ぼし、社会的に自立が困難になる場合があることが指摘されています。

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化を背景に、地域の中で子育ての不安や負担を一人で抱え孤立している保護者がいることが考えられるため、相談体制を強化するとともに、相談できる場所・機関等の周知を徹底していきます。

また、要保護児童対策地域協議会の取組の強化を行うとともに、子ども家庭総合支援拠点の充実を図り、地域や関係機関等が連携して児童虐待の未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組み、子どもが安心して生活できるまちづくりを推進します。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
児童の権利擁護	2-4-1	要保護児童等対策支援事業 ・啓発事業	子育て支援課
	2-4-2	要保護児童等対策支援事業 ・相談事業	子育て支援課
	2-4-3	家庭児童相談支援事業	子育て支援課
子育て家庭の訪問支援	2-4-4	乳児家庭全戸訪問等事業 ・養育支援家庭訪問事業	子育て支援課
青少年の相談支援	2-4-5	青少年相談事業	青少年育成課
人権教育・啓発	2-4-6	人権教育事業 ・人権教育・啓発の推進事業	人権センター

基本目標３ 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

(１) 生活支援・経済的支援

安心して子どもを産み育てる環境づくりを進めるため、子育てに関する経済的な負担軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長と子育て家庭の生活の安定を支援します。また、発達に支援が必要な児童や障がいのある子どもを養育する家庭、ひとり親家庭への支援を継続します。

また、家庭の状況に左右されることなく、すべての子どもの学びが保障されるよう、就学前教育・保育の充実を図ります。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
出産の支援	3-1-1	助産施設入所管理事業	子育て支援課
乳幼児期保健の推進	3-1-2	未熟児養育医療費用負担軽減事業	子育て支援課
子育て世帯の経済的支援	3-1-3	子育て世帯経済的支援事業 ・児童手当	子育て支援課
	3-1-4	私立幼稚園就園支援事業	子育て支援課
	3-1-5	子ども医療費用負担軽減事業	市民国保課
子育ての支援	3-1-6	緊急時児童一時入所支援事業 ・ショートステイ事業	子育て支援課
就学の支援	3-1-7	特別支援教育就学奨励費支給事業	学校教育課
	3-1-8	就学援助事業	学校教育課
	3-1-9	中学生制服等再利用支援事業	学校教育課
進学の支援	3-1-10	高等学校等進学費用負担軽減事業	学校教育課
ひとり親家庭の自立支援	3-1-11	ひとり親家庭等経済的支援事業 ・児童扶養手当	子育て支援課
	3-1-12	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	子育て支援課
	3-1-13	母子父子家庭自立支援給付金事業	子育て支援課

第4章 施策の具体的な取組
基本目標3 子育て家庭にやさしい生活環境づくり

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
ひとり親家庭の自立支援	3-1-14	ひとり親家庭等日常生活支援事業	子育て支援課
	3-1-15	ひとり親家庭等医療費用負担軽減事業	市民国保課
障害者の生活支援	3-1-16	障害者経済的支援事業 ・特別児童扶養手当	子育て支援課
	3-1-17	重度障害者医療費用負担軽減事業	市民国保課
	3-1-18	障害者経済的支援事業	福祉課
障害者交流活動の推進	3-1-19	障害者交流活動支援事業	福祉課
障害者サービス給付	3-1-20	障害者地域生活支援事業 ・日中一時支援事業	福祉課
障害者の相談支援	3-1-21	障害者相談事業	福祉課

(2) ライフ・ワーク・バランスの支援

産業・経済の構造変化や個人の多様な価値観から、雇用の多様化・流動化等により、就業率が増加しています。長時間労働の是正や短時間勤務の導入、有給休暇取得及び育児休業取得の促進、復職支援等、働き方改革の実現により、働きながら子育てしやすい環境づくりを推進します。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
子育ての支援	3-2-1	子育て相互援助事業 ～ファミリー・サポート・センター事業～	子育て支援課
男女共同参画意識の向上	3-2-2	男女共同参画啓発事業	コミュニティ 推進課
就労の支援	3-2-3	職業紹介事業	商工政策課

(3) 安心して外出できる環境の整備

子どもがのびのびと安全に遊ぶことができる場の充実を進めるため、地域の公民館や公園などの積極的な活用を検討します。また、関係機関や団体、地域の協力を得ながら、安全に外で遊べる環境づくりに努めます。

さらに、地域ぐるみで防犯活動を推進し、地域全体の防犯意識を高め、犯罪のない安全な地域づくりを進めるとともに、子どもや子どもを連れた保護者が安心して外出できるまちづくりを進めます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
青少年問題の対策	3-3-1	青少年有害環境浄化事業	青少年育成課
児童生徒の安全確保	3-3-2	小中学生安全情報配信事業	学校教育課
交通安全の啓発	3-3-3	交通安全対策事業	総務課
防犯体制の充実	3-3-4	安全安心まちづくり推進事業	総務課
公園の管理	3-3-5	公園管理	都市計画課
道路網の整備	3-3-6	道路舗装改良事業	建設課

基本目標 4 教育・保育提供体制の充実

(1) 定期的な教育・保育施設の提供体制の確保

共働き家庭の増加などに伴い保育ニーズが高まっていることから、需要量と供給量のバランスを考慮した上で、既存施設の有効活用や地域型保育事業の設置等も考慮して適切な提供体制の確保に努めます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
公立保育所保育	4-1-1	公立保育所管理運営事業	子育て支援課
私立保育所保育	4-1-2	私立保育園運営支援事業	子育て支援課
	4-1-3	私立保育園整備支援事業	子育て支援課
幼児教育の支援	4-1-4	私立幼稚園運営支援事業	子育て支援課
	4-1-5	認定こども園運営支援事業	子育て支援課
	4-1-6	認定こども園整備支援事業	子育て支援課

(2) 保育サービスの充実

就労形態の多様化に伴う保育ニーズを十分に踏まえ、一時預かり保育、休日保育等に係る保育サービスのさらなる充実を図るとともに、保育人材の確保などの取組を推進します。また、学童保育と放課後子供教室事業を引き続き一体的に実施していきます。

さらに、医療的ケアが必要な児童への支援を検討します。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
学童保育所保育	4-2-1	学童保育所管理運営事業 ・学童保育事業	青少年育成課
保育ニーズの対応	4-2-2	延長保育事業	子育て支援課
	4-2-3	休日保育事業	子育て支援課
	4-2-4	病後児保育事業	子育て支援課
	4-2-5	病児保育事業	子育て支援課
	4-2-6	保育所一時預かり事業	子育て支援課

(3) 教育・保育の向上

乳幼児期は人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、子どもの五感を使った体験を推進させるなど、豊かな遊びを通じた質の高い教育・保育の提供に努めます。

また、変化の激しいこれからの社会を生きるために、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の「知・徳・体」のバランスのとれた力「生きる力」をより一層育むため、地域が学校運営に参画するコミュニティ・スクールを推進させます。

さらに、幼稚園・保育所等・小学校との連携を強化し、スムーズに小学校に適應できるように取り組みます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
公立保育所保育	4-3-1	公立保育所管理運営事業 ・要支援児童加配事業	子育て支援課
私立保育所保育	4-3-2	私立保育園運営支援事業 ・要支援児童加配事業	子育て支援課
幼児教育の支援	4-3-3	私立幼稚園運営支援事業 ・要支援児童加配事業	子育て支援課
学童保育所保育	4-3-4	学童保育所管理運営事業 ・要支援生徒加配事業	青少年育成課
学習環境づくりの支援	4-3-5	少人数指導推進事業	学校教育課
	4-3-6	小学校適応促進補助員配置事業	学校教育課
学力の向上	4-3-7	学習支援事業 ～学習支援アシスタント事業～	学校教育課
不登校児童生徒の支援	4-3-8	不登校児童生徒学校生活適応 支援事業	学校教育課
特別支援教育の推進	4-3-9	特別支援教室事業	学校教育課
	4-3-10	特別支援教育事業 ～特別支援教育支援員配置事業～	学校教育課
	4-3-11	通級指導教室事業	学校教育課
外国語教育の促進	4-3-12	外国語教育促進事業	学校教育課
学校運営管理	4-3-13	日本語対応支援事業	学校教育課
教職員指導力の向上	4-3-14	教職員研修活動支援事業	学校教育課
環境適応の支援	4-3-15	学級人間関係づくり支援事業	学校教育課

第4章 施策の具体的な取組
基本目標4 教育・保育提供体制の充実

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
部活動の活性化	4-3-16	部活動指導等支援事業	学校教育課
進学支援	4-3-17	高等学校等中途退学問題対策事業	学校教育課
	4-3-18	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）	学校教育課

基本目標５ 子育てを支える地域づくり

（１）「地域総ぐるみ」子育て支援の推進

子どもは、まちの未来を築くかけがえのない存在であり、子どもの健やかな育ちと子育て家庭を地域で支えることは、子ども自身や保護者のみならず、地域にとっても重要なことです。

想いをもって子育て支援に携わっている個人や団体の存在は、本市の強みであり、その強みをさらに生かせるよう、地域団体等の活動を推進します。

また、各活動がつながり広がるように、学校や地域の公民館を活用できるよう支援します。

これらの活動が広がる中で、制度や分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域総ぐるみで子育て支援を推進していきます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
乳幼児親子の交流推進	5-1-1	地域乳幼児親子交流促進事業 ～マザーズルーム事業～	子育て支援課
	5-1-2	地域乳幼児親子交流促進事業 ～ミニつどいの広場事業～	子育て支援課
子育ての支援	5-1-3	子育て応援サポーター活動推進事業	子育て支援課
読書活動の促進	5-1-4	地域文庫・読書ボランティア支援事業 ・読書ボランティア講座	図書館
	5-1-5	地域文庫・読書ボランティア支援事業 ・地域文庫活動支援事業	図書館
青少年育成活動の支援	5-1-6	青少年育成活動支援事業	青少年育成課
地域コミュニティ活動の推進	5-1-7	校区コミュニティ活動支援事業	コミュニティ推進課
	5-1-8	自治会活動支援事業	コミュニティ推進課
市民活動の支援	5-1-9	市民活動拠点管理事業	コミュニティ推進課
高齢者生きがいづくり支援	5-1-10	高齢者生きがいづくり支援センター（えんがわ）管理	介護支援課
	5-1-11	介護予防・生きがいづくり支援（しゃんしゃん）事業	介護支援課

(2) 子どもが地域の担い手となる体制づくり

少子化や地域のつながりが希薄化している中で、子ども同士や地域での交流が減少し、かつてのように他者との交流を通じて社会性を育む機会が少なくなっていることから、異年齢交流や世代間交流等を通じて子どもが健やかに成長し、「生きる力」を育める取組を推進します。

さらに、子どもたちもまた「地域の担い手」であるということを忘れず、子どもの主体性を育みながら次代を担う若い世代の意見や考えに触れ、様々な気づきを得、その感性をまちづくりにつなげる取組を推進していきます。

政策体系 基本事業	No.	細事業名等 ・詳細事業名等	事業主体
青少年活動の支援	5-2-1	青少年生活体験支援事業 ・通学合宿事業	青少年育成課
	5-2-2	地域青少年体験活動支援事業	青少年育成課
	5-2-3	青少年音楽活動支援事業	青少年育成課
青少年活動の推進	5-2-4	青少年体験活動推進事業 ・子どもアート教室	青少年育成課
	5-2-5	青少年体験活動推進事業 ・子どもわくわくフェスタ事業	青少年育成課
読書活動の促進	5-2-6	読書活動促進事業	図書館
高齢者在宅生活支援	5-2-7	認知症サポーター養成事業	介護支援課



第5章

教育・保育の量の見込みと 確保方策

I 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。子どもやその保護者が地域で安心し

子どもの写真が入る予定です。

て暮らせるための基盤として、教育・保育施設だけでなく、他の公共施設や交通網、地域の人的ネットワークも勘案して教育・保育提供区域を定める必要があります。

教育・保育提供区域として、市全域を細かい範囲で設定すると、区域を超えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となる恐れがあります。一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等

を利用することを妨げるものではありません。

より身近なところで、教育・保育が受けられる環境づくりを進めていくものの、第2期となる本計画においては、利用者視点、事業者視点の両視点からも、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりを進めていくため、市全域を一つの単位とします。

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年	令和3年度	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	473	473	469	465	461
1歳	498	506	506	502	498
2歳	510	511	520	520	516
3歳	549	525	525	535	535
4歳	588	563	537	538	548
5歳	552	594	569	542	544
6歳	585	559	602	577	549
7歳	609	592	566	609	584
8歳	596	611	594	567	611
9歳	605	600	614	597	570
10歳	617	609	604	617	601
11歳	585	625	617	612	624
合計	6,767	6,768	6,723	6,681	6,641

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 子ども・子育て支援サービスの概要

子ども・子育て支援サービスは、「子ども・子育て支援給付」（施設・事業者が代理受領）と地域の子育て家庭を支援する「地域子ども・子育て支援事業」で構成されています。

子ども・子育て支援給付

施設型給付

（教育・保育施設）

- ・ 保育所
- ・ 幼稚園
- ・ 認定こども園

地域型保育給付

（地域型保育事業）

- ・ 小規模保育
- ・ 家庭的保育
- ・ 居宅訪問型保育
- ・ 事業所内保育



地域子ども・子育て支援事業

- ・ 利用者支援事業
- ・ 地域子育て支援拠点事業
- ・ 妊婦に対する健康診査
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業
- ・ 養育支援訪問事業
- ・ 子育て短期支援事業
（ショートステイ事業）
- ・ 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・ 一時預かり事業
- ・ 延長保育事業
- ・ 病児保育事業（病後児を含む）
- ・ 放課後児童健全育成事業
（放課後児童クラブ（学童保育））
- ・ 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・ 多様な主体が本制度に参入すること
を促進するための事業

- 保育所は保育所運営費、幼稚園は私学助成・幼稚園就園奨励費、認定こども園には保育所部分と幼稚園部分それぞれに運営費用が支払われていたものを、施設型給付に一本化

※私立保育所に対しては、施設型給付費と利用者負担額を合わせた全額に相当する額を市が運営費として支払う仕組み

※私立幼稚園は新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は現行通り

- 県が認可する教育・保育施設を対象とする施設型給付に加え、市が認可する地域型保育事業を創設し、保育サービスを拡充
- 給付の実施主体である市は、認可を受けた教育・保育施設及び地域型保育事業に対してその申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、市事業計画に照らし、1号認定子ども、2号認定子ども、3号認定子どもごとの利用定員を定めた上で、給付の対象となることを確認

4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育の量の見込み

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

【 令和２年度 】※４月１日現在

		令和２年度				
		Ⅰ号認定	２号認定		３号認定	
			教育を希望	左記以外	Ⅰ・２歳	０歳
児童数（推計）		1,689		1,008	473	
量の見込み（Ａ）		692	232	752	493	94
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	75 (75)	752 (706)	434 (415)	79 (163)	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	849 (1,415)	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	32 (32)	6 (6)	
企業主導型保育事業		0	0	27 (27)	9 (9)	
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	0	0	0	0	
確保方策合計（Ｂ）		924 (1,490)	752 (706)	493 (474)	94 (178)	
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		0	0 (△46)	0 (△19)	0	

※（ ）内は定員数

【 令和3年度 】※4月1日現在

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,682		1,017	473	
量の見込み（A）		689	231	748	508	94
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	75 (75)		748 (706)	449 (415)	79 (163)
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	845 (1,415)		0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0		0	32 (32)	6 (6)
企業主導型保育事業		0		0	27 (27)	9 (9)
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	0		0	0	0
確保方策合計（B）		920 (1,490)		748 (706)	508 (474)	94 (178)
過不足（C）＝（B）－（A）		0		0 (△42)	0 (△34)	0

※（ ）内は定員数

【 令和４年度 】 ※ ４月１日現在

		令和４年度				
		Ⅰ号認定	２号認定		３号認定	
			教育を希望	左記以外	Ⅰ・２歳	０歳
児童数（推計）		1,631		1,026	469	
量の見込み（Ａ）		668	224	726	523	93
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	75 (75)	726 (706)	464 (415)	78 (163)	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	817 (1,415)	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	32 (32)	6 (6)	
企業主導型保育事業		0	0	27 (27)	9 (9)	
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	0	0	0	0	
確保方策合計（Ｂ）		892 (1,490)	726 (706)	523 (474)	93 (178)	
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		0	0 (△20)	0 (△49)	0	

※（ ）内は定員数

【 令和5年度 】※4月1日現在

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		1,615		1,022	465	
量の見込み（A）		662	222	719	520	92
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	75 (75)	719 (706)	461 (415)	77 (163)	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	809 (1,415)	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	32 (32)	6 (6)	
企業主導型保育事業		0	0	27 (27)	9 (9)	
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	0	0	0	0	
確保方策合計（B）		884 (1,490)	719 (706)	520 (474)	92 (178)	
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0 (△13)	0 (△46)	0	

※（ ）内は定員数

【 令和 6 年度 】 ※ 4 月 1 日現在

		令和 6 年度				
		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2 歳	0 歳
児童数（推計）		1,627		1,014	461	
量の見込み（A）		666	223	724	516	91
確保方策						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	75 (75)	724 (706)	457 (415)	76 (163)	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	814 (1,415)	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等	0	0	32 (32)	6 (6)	
企業主導型保育事業		0	0	27 (27)	9 (9)	
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	0	0	0	0	
確保方策合計（B）		889 (1,490)	724 (706)	516 (474)	91 (178)	
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0 (△18)	0 (△42)	0	

※（ ）内は定員数

【 今後の方向性 】

令和2年度から令和6年度にかけて就学前人口は微減傾向にありますが、令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化や女性の就業率の増加等により、今後も就学前施設への就園ニーズは各年齢とも増加傾向が見込まれます。

これに対し、教育施設の定員数は、令和元年度現在1,475人（私立幼稚園4園、私立認定こども園幼稚園部分4園）であり、令和2年度から令和6年度までの見込み量を十分満たすことが可能です。

一方、保育施設の定員数は、令和元年度現在1,341人（公立保育所1園、私立保育園5園、私立認定こども園4園、私立小規模保育事業所2園、企業主導型保育事業所4園）であり、定員総数としては見込量を満たすことは可能ですが、年齢ごとにみると、見込量が多くなっている年齢もあるため、幼稚園による長時間の預かり保育の活用や保育所・認定こども園での児童の受入れの弾力運用等により、市全体で柔軟に子どもを受け入れるための体制づくりに努めます。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊産婦がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

子育て世代支援センター開設に合わせて事業を開始し、平成31年度には、設置個所は1か所となっています。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置個所	0	0	0	0

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

(2) 時間外保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
月間人数	145	130	137	139

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	224	224	220	219	219
確保方策	224	224	220	219	219

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

【 概要 】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
登録児童数	561	570	587	588
実施箇所	8	8	8	8

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	790	778	780	776	767
1年生	217	207	223	214	203
2年生	226	219	210	226	216
3年生	221	226	220	210	226
4年生	62	62	63	61	59
5年生	47	46	46	47	45
6年生	17	18	18	18	18
確保方策	790	778	780	776	767

《 新・放課後子ども総合プランを踏まえた方向性 》

- ・引き続き全小学校区で、学童保育所及び放課後子供教室を一体的に若しくは連携して実施します。
- ・学童保育所を利用する児童が、放課後子供教室を利用する場合において、児童の受入れや引渡し等について、双方の運営者による連携を図ります。
- ・学童保育所について、特に配慮を必要とする児童の受入れを継続して推進し、必要に応じて加配指導員を配置します。
- ・学童保育所を利用する保護者のニーズに合った開所時間を検討します。
- ・学童保育所は、単に放課後児童を預かるだけではなく、児童の基本的な生活習慣や社会性の取得を身につける場所であることから、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る役割を負っていることを踏まえ、研修等の実施により、学童保育所の役割をさらに向上させます。
- ・地域と学校が一体となって、地域全体で子どもたちの成長を支えるため、市のホームページや広報紙等を通じた、学童保育所及び放課後子供教室の情報周知を検討します。

(4) 子育て短期支援事業

【 概要 】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	0	0	0	9

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2	2	2	2	2
確保方策	2	2	2	2	2

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間訪問件数	490	463	479	467

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	473	473	469	465	461
確保方策	実施体制：市が直接実施（保健師、助産師、保育士等）				

(6) 養育支援訪問事業

【 概要 】

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等によって、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象者数	54	57	50	37

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	48	48	47	47	47
確保方策	実施体制：市が直接実施（保健師、助産師、保育士等）				

(7) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	12,917	12,903	11,819	11,126

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10,978	11,045	11,082	11,023	10,934
確保方策	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

(8) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点等において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間開催回数	47,735	50,890	59,843	63,478
幼稚園における一時預かり	42,232	45,459	54,826	57,718
その他	5,503	5,431	5,017	5,760

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	53,305	53,099	51,541	51,042	51,398
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	2,643	2,632	2,552	2,527	2,546
2号認定による定期的な利用	47,376	47,179	45,749	45,300	45,637
その他	3,286	3,288	3,240	3,215	3,215
確保方策	53,305	53,099	51,541	51,042	51,398
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり	2,643	2,632	2,552	2,527	2,546
2号認定による定期的な利用	47,376	47,179	45,749	45,300	45,637
その他	3,286	3,288	3,240	3,215	3,215

(9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【 概要 】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
年間延べ利用日数	25	36	286	323

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	450	450	443	440	440
確保方策	450	450	443	440	440

(10) ファミリー・サポート・センター事業

【 概要 】

ファミリー・サポート・センターは、子育ての応援をしてほしい人（依頼会員）と子育ての応援をしたい人（提供会員）が会員となって、送迎や一時的な預かり等、子どもの健やかな育ちを地域で支援する会員組織です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	5	5
確保方策	5	5	5	5	5

(11) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【 現状 】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診対象者数	577	469	522	508
検診回数（延べ）	6,262	5,339	5,522	5,458

【 量の見込みと確保方策 】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,629	5,629	5,581	5,534	5,486
確保方策	実施場所：医療機関等 実施体制：委託及び補助 検査項目：基本健診及び初期血液検査(血液型ABO、Rh、抹消血液一般、不規則抗体(間接クームス)、梅毒血清反応検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗原検査、HIV抗体価、風疹HI抗体検査、HTLV-I抗体検査、グルコース(血糖検査))及び保健指導 実施時期：妊娠期				

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

保護者の所得状況等を勘案して、保護者が幼稚園等へ支払う副食材料等の実費徴収費用について補助する事業です。

令和元年 10 月 1 日から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者の負担軽減のため、副食材料費の実費徴収費用についての補助事業を行います。

【 今後の方向性 】

引き続き国等の動向を勘案しながら、実費徴収に係る補足給付事業を実施していきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【 概要 】

保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置又は運営を促進するための事業です。

市内に新規に設置された保育所（法人等）を含め全ての保育所が円滑に運営することができるよう、基幹型保育所の保育士が巡回等により相談・助言等を行います。

【 今後の方向性 】

引き続き市内に新規に設置された保育所（法人等）へ巡回支援等を行っていくほか、国の動向等を踏まえ、民間事業者の参入促進、多様な事業者の能力活用の観点から効果的と考えられる事業の実施を検討していきます。

6 教育・保育の一体的提供及び小学校との連携の推進

(1) 教育・保育の一体的提供

近年の社会情勢においては、共働き家庭が増えており、保護者の保育ニーズが年々増加しています。一方、保育ニーズと合わせて、幼稚園の教育に対する希望も強く、保育ニーズと未就学児の教育ニーズの双方に対応する教育・保育ニーズの一体的な提供が求められています。

本市では、これらの教育・保育ニーズに対応するため、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持った認定こども園の移行などにより、質の高い教育・保育の一体的な提供の推進を図ります。

(2) 教育・保育等の質の確保及び向上

幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、幼児教育・保育に関する専門的な知識・技能を持つ支援者と連携を図りながら、教育・保育及び子育て支援の質の確保及び向上に努めます。

(3) 小学校との連携の推進

就学前の教育・保育施設と小学校が、それぞれの段階における役割と責任を果たすとともに、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保した、子どもに対する体系的な教育を推進します。

小学校との連携の推進においては、幼保小の連携を教育指導計画（アプローチカリキュラム、スタートカリキュラムを含む）に位置付け、連絡会を開催するとともに、小学校へ滑らかな接続を図る学習活動の計画的な推進を図ります。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

保護者が子育てのための施設等利用給付を円滑に利用できるよう、公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付を行います。



計画の推進体制

I 計画の推進

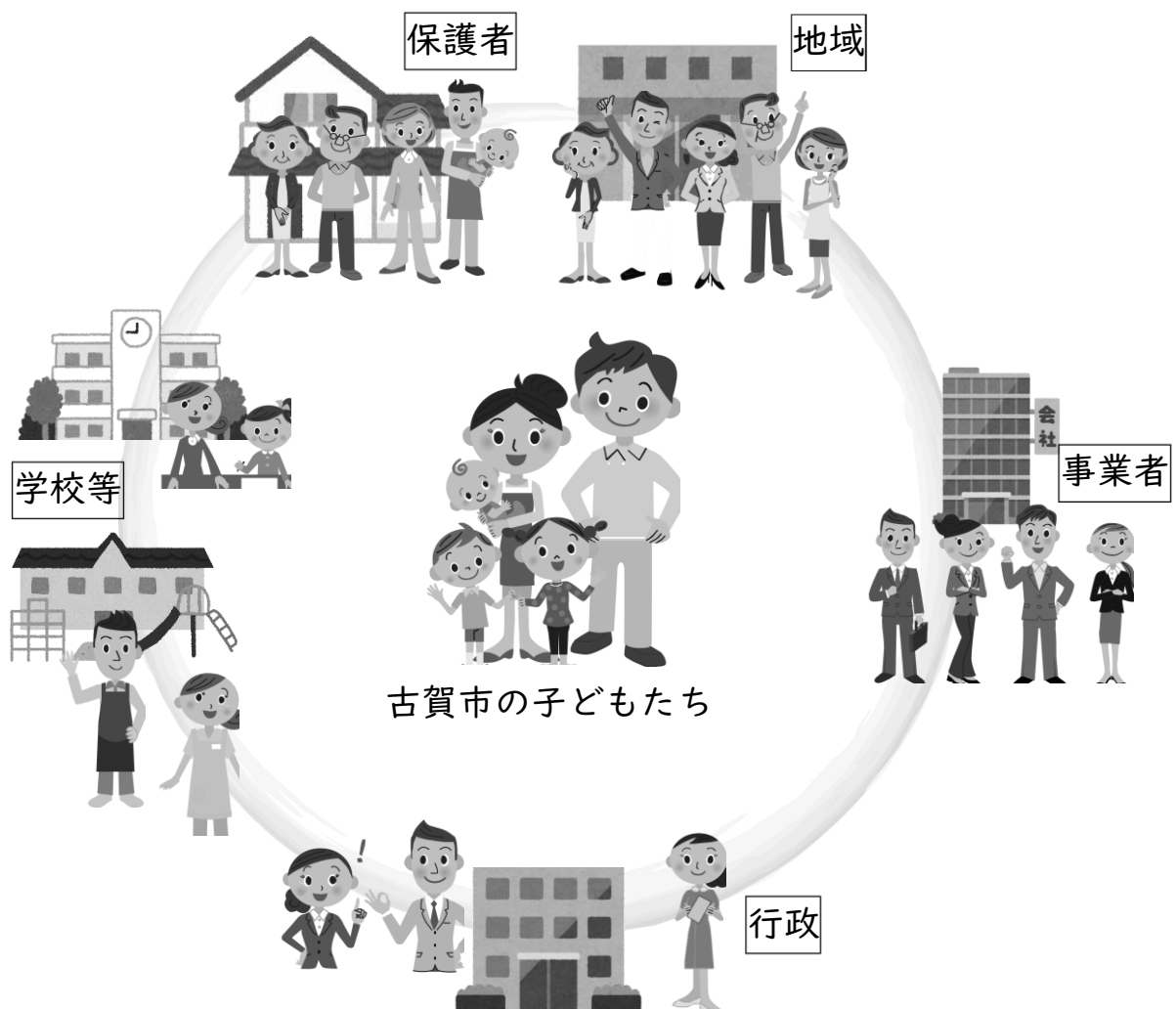
本計画は、保健、保育、健康、教育、まちづくり、防犯・防災など広範囲にわたっているため、各部署間の連携を深め、計画の効果的かつ効率的な推進を図ります。

子どもの写真が入る予定です。

計画を推進していくためには、子どもを中心に、行政だけでなく、市民、学校等、地域団体、事業者、保護者、そして子ども自身も、それぞれの立場で、役割を果たしていくことが大切です。

みんなが、様々な事業や活動に協力し合い、参加し、連携を図る中で、活動がつながり広がりながら、協働で子育てを実施していけるような体制づくりに努めていきます。

このように、制度や分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、「地域総ぐるみ」で子育て支援を推進していきます。



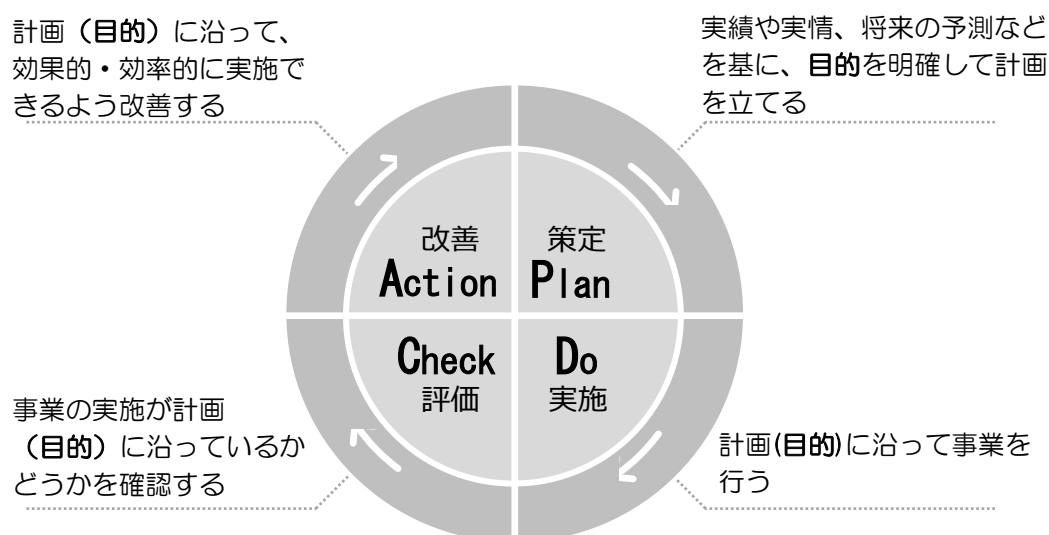
2 実施状況の進捗管理

本計画の適切な進捗管理を行うために、次のように取り組んでいきます。

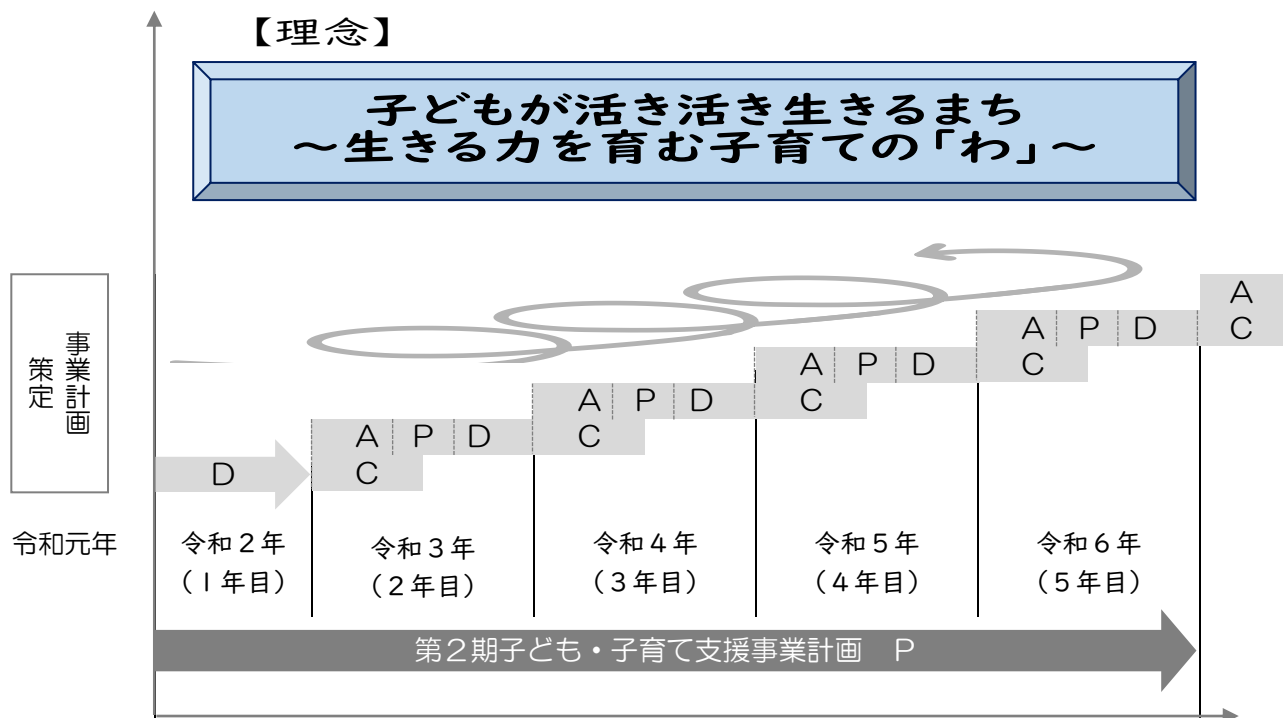
- (1) 市内関係各課で構成している「古賀市子ども・子育て支援市内会議（以下「市内会議」という。）において、毎年、担当課の自課評価（行政評価）を基に、事業の進捗状況を確認します。進捗管理にあたっては、事業の目的を再確認しながら、新たな連携の可能性を探るなど、事業の効果的な推進方法について、定性・定量の両視点からPDCAサイクルをまわし、改善に向けた「対話」を重視する場とします。
- (2) 「古賀市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）では、毎年、市内会議で話された内容を基に、事業実績・評価・改善等について審議することとします。
- (3) 計画に定めた「量の見込み」が実情と大きく乖離し、変更が必要と考えられる場合は、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施します。
- (4) 計画の見直しを行い、計画を変更する必要がある場合は、子ども・子育て会議で審議し、意見を聴くこととします。
- (5) 本計画は、子ども・子育て支援の総合的計画であり、市全体で子育て支援施策を推進するため、市のホームページ等広報媒体を活用し、本計画の実施状況に係る情報の周知を図ります。

PDCAサイクル】

<図1>

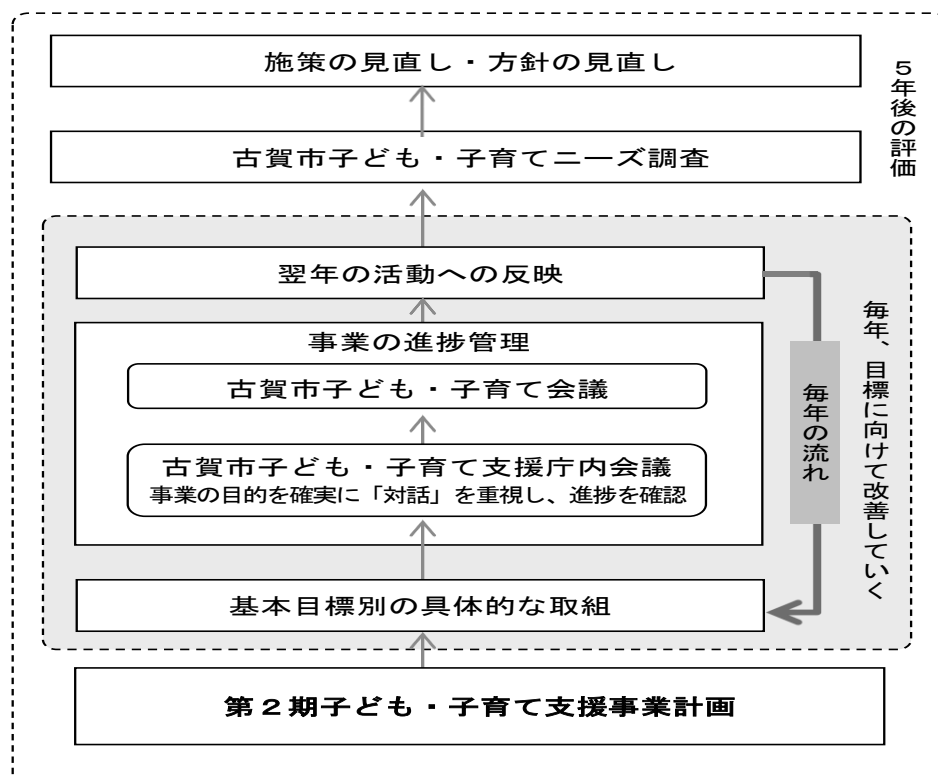


【事業実施のイメージ】 <図2>



※理念を具現化するために各基本目標を掲げています。毎年事業評価を行い、改善につなげ、確実に理念に向かって進めるよう事業を実施していきます。

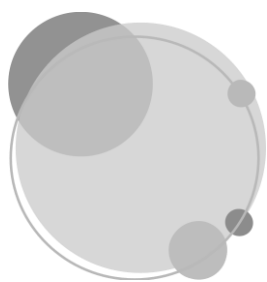
【事業進捗管理の組織体制】 <図3>



3 計画の周知

本計画の進捗状況は、年に1回ホームページで公表します。

また、計画の見直しや国の動向等で、市民生活に影響を及ぼすと判断される事由が発生した時は、パブリックコメント（意見公募）を実施するとともに、広報こがやホームページで周知します。



參考資料

Ⅰ 古賀市子ども・子育て会議条例

平成25年6月26日

条例第23号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、古賀市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、市長の諮問に応じ、法第77条第1項各号に規定する事項について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関し学識経験のある者
- （2） 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3） 保護者（法第6条第2項に規定する保護者をいう。）
- （4） 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正）

2 古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔省略〕

2 計画策定の経緯

項目（年月日）		内 容
平成 30 年度	第1回子ども・子育て会議 (H30.4.19)	・委嘱書交付 ・会長の選出 ・子ども・子育て支援事業計画の中間見直しの公表について ・子ども・子育て支援条例（案）パブリック・コメント実施結果について
	第2回子ども・子育て会議 (H30.6.25)	・子ども・子育て支援事業計画に係る平成29年度施策の取り組みの進捗状況について ・子ども・子育て支援事業に係るニーズ調査について
	第3回子ども・子育て会議 (H30.8.30)	・ニーズ調査のアンケート案について ・グループヒアリングについて
	アンケート調査 (H30.10.16～10.31)	【就学前児童の保護者】 市内在住の就学前児童の保護者 【小学生の保護者】 市内在住の小学2年生・4年生・6年生の児童の保護者 【小学生】 古賀市立小学校に通う全小学6年生 【中学生】 古賀市立中学校に通う全中学3年生
	ヒアリング調査 (H30.11.9, 11.21)	地域支援者グループヒアリング
	ヒアリング調査 (H30.12.2)	高校生グループヒアリング
	第4回子ども・子育て会議 (H30.11.7)	・子ども・子育て支援事業計画進捗管理 ・特定教育・保育施設の利用定員変更について
令 和 元 年度	第5回子ども・子育て会議 (H31.2.13)	・特定教育・保育施設の利用定員変更の答申について ・子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の報告（速報版）
	第1回子ども・子育て会議 (R1.6.26)	・諮問書交付 ・子ども・子育て支援条例の啓発について ・子ども・子育て支援事業計画に関わるニーズ調査の結果報告等 ・第2期事業計画の骨子（案）について
	第2回子ども・子育て会議 (R1.7.10)	・子ども・子育て支援事業計画に係る平成30年度施策の取り組みの進捗状況について ・第2期計画の骨子（案）及び各種事業について
	第3回子ども・子育て会議 (R1.8.21)	・第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について
	第4回子ども・子育て会議 (R1.9.27)	・第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について
	第5回子ども・子育て会議 (R1.11.11)	・特定教育・保育施設の利用定員変更について ・第2期子ども・子育て支援事業計画（案）について
	パブリックコメント実施 (R1.12.12～R2.1.15)	第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画（案）についての市民の意見募集
	第6回子ども・子育て会議 (R2.2.3)	・特定教育・保育施設の利用定員変更の答申について ・第2期子ども・子育て支援事業計画（案）パブリック・コメント実施結果について ・第2期子ども・子育て支援事業計画の答申（案）について
	答申（R2.2.21）	第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画についての答申書を、古賀市子ども・子育て会議会長から市長に提出

3 古賀市子ども・子育て会議委員名簿

任期2年：平成30年4月1日～令和2年3月31日

区 分	氏 名	団体等
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	◎ 森 保之	福岡教育大学院教授
	桑野 嘉津子	中村学園大学非常勤講師
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	青木 扶美子	民生児童委員(古賀市花見東2区公民館子育てサロン)
	天久 真吾	古賀市保育所連盟 会長 社会福祉法人 四季の会 花鶴どろんここども園 園長
	伊豆 剛直	学校法人 伊豆学園 天照幼稚園 園長
	角森 輝美	社会教育委員
	梯 裕子	発達支援関係者
	神谷 実枝	保健師(元古賀市母子保健・子育て支援事業担当者)
	神崎 美春	古賀市立千鳥小学校 校長
	末次 威生	古賀市青少年育成市民会議 会長
	薄 秀治	学校法人 すすき学園 理事
	藤田 勉	古賀市立古賀北中学校 校長
	前野 恵理	古賀市障害者生活支援センター「咲」相談員
保護者	金子 美聡	公募委員
	久保田 純子	公募委員

◎印は会長

4 答申書

案

令和2年2月21日

古賀市長 田辺 一城 様

古賀市子ども・子育て会議
会長 森 保之

古賀市子ども・子育て支援事業計画の策定について
(答申)

令和元年6月26日付令元古子支第678号にて諮問された「古賀市子ども・子育て支援事業計画の策定」について、当会議において慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり答申いたします。

古賀市子ども・子育て支援事業計画の策定について (答申)

令和2年2月

古賀市子ども・子育て会議

1. 総評・意見

古賀市では、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年度から平成31年度（令和元年度）までの計画である「第1期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもが生き生きするまち～生きる力を育む子育ての「わ」～」を基本理念として子ども・子育て支援施策を推進してきました。

平成30年度には、「古賀市子ども・子育て支援条例」が制定され、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援するための共通の理念が示されました。

古賀市子ども・子育て会議では、第2期事業計画の策定に向けて、令和元年6月26日に古賀市長から「古賀市子ども・子育て支援事業計画の策定について」の諮問を受け、様々な議論を重ねてきました。

第2期事業計画の策定にあたっては、市民ニーズ調査として、第1期同様に就学前児童の保護者及び小学生の保護者へアンケート調査を実施したほか、新たに小学生及び中学生本人へのアンケート調査の実施、さらには高校生及び地域支援者へのヒアリング調査も実施し、0歳から18歳までの子どもに係るニーズを広く把握できたことと思います。

会議では、子ども・子育て支援の在り方についても改めて論議しました。「子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。」このことを大前提にし、「子どもの最善の利益」を最優先して支援するものであることを再確認して事業計画の策定を進めました。

このたび審議結果を取りまとめましたので、以下の点について、意見を沿えて答申といたします。

本答申が、古賀市の子ども・子育て支援施策の方向性を定める一助となり、子どもの利益が最大限に尊重され、子どもが生き生きするまちづくりに活かされるよう切望いたします。

(1) 基本目標1「子どもの健やかな育ちのための支援」について

子どもが心身ともに健やかに育つために、子どもたちが安心して過ごせる多様な居場所や遊びの場を確保するとともに、一人ひとりに応じた支援のさらなる充実を図ることが今後も必要である。

次世代を担う子どもたちが、自己肯定感を高められるように小さな成功体験を積める取組や、豊かな人間性を育み主体的に行動できるよう、様々な体験ができる取組の推進に努めていただきたい。

(2) 基本目標2「いきいきと子育てができる環境づくり」について

だれもが安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図り、児童虐待の適切な対応をはじめ、支援が必要な子どもや保護者に対する早期発見・早期対応の取組の推進に努めていただきたい。そのために、子育て中の保護者が子育てしやすいように相談体制を充実させるとともに、様々な機会を通じて保護者の子育てに関する知識の向上を図られる取組を進められたい。また、子育て支援情報が行き届いていない現状を踏まえ、必要な方が必要な時に支援を受けられるよう、効果的な情報提供の充実に努めていただきたい。

(3) 基本目標3「子育て家庭にやさしい生活環境づくり」

一人ひとりの子どもが生まれ育った環境によって左右されることなく将来を描けるよう、「古賀市子どもの未来応援プラン」も踏まえて、子育て家庭への経済的な負担軽減や生活支援の継続的な実施に努めていただきたい。子ども連れで安心して出かけられる場所や子どもの遊び場の整備をし、安心して子どもを産み育てられる環境づくりを促進するなど、子育て家庭が安心して安全に暮らせるよう引き続き努めていただきたい。

(4) 基本目標4「教育・保育提供体制の充実」について

子どもと保護者が安心して生活できるよう、保育ニーズや幼児教育ニーズを把握しながら、実情に応じた適切な提供体制の確保に努めていただきたい。教育・保育の「量」と「質」の更なる充実のため、幼稚園教諭や保育士等の確保の取組を進めるとともに、施設や組織体制等の充実に努めていただきたい。また、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等、子どもに関わる全ての施設が、同じ目標に向かって子どもの健全な発達を保障することは今後も極めて重要である。関係機関の連携強化を図り、子どもの「生きる力」を育む取組の推進に一層努めていただきたい。

(5) 基本目標5「子育てを支える地域づくり」について

少子化や核家族化が進み、地域社会が変化していることから、家庭や地域社会の子育て力の低下、地域のつながりの希薄化が近年大きな課題となっています。このような中、本事業計画の理念である「子どもが生き生き生きるまち」を実現するためには、社会全体で子育てをしていく意識の醸成が不可欠である。地域の子育て支援者同士がつながり、これらの活動が広がる中で、市民みんなで子育てを支援していく、地域総ぐるみの子育て支援を推進できるよう努めていただきたい。

また、子どもも大人と共に地域を創っていく当事者として、「地域の担い手」であるという視点を大切に、子どもたちが主体性を育みながら、力を発揮できる仕組みづくりに努めていただきたい。

2. 計画の推進にあたって

本計画の基本理念「子どもが生き生き生きるまち～生きる力を育む子育ての「わ」～」の実現に向け、これまで以上に関係各課の連携を図りながら施策に反映していくとともに、古賀市子ども・子育て支援条例に基づき、子どもを中心に、行政、市民、学校等、地域団体、事業者、保護者、そして子ども自身が、それぞれの立場で役割を果たしていける社会づくりに取り組むよう切望いたします。

本計画に沿って確実に事業が展開されるよう、実施状況の適切な進捗管理を行い、必要な予算措置を行うとともに、「古賀市子ども・子育て会議」に対し進捗状況などの情報を提供していただくよう求めます。また、社会情勢や古賀市の実態把握に努め、必要に応じて適切な見直しを行っていただくよう求めます。

5 用語解説

頻出用語

用 語	説 明
子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とした法律。平成24年に制定。
子ども・子育て支援事業計画	子育て支援法第61条の規定に基づく計画。教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための5か年の需給計画。
1号認定	子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の規定に基づき、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のものをいう。
2号認定	子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の規定に基づき、満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものをいう。
3号認定	子ども・子育て支援法第19条第1項第3号の規定に基づき、満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるものをいう。
特定教育・保育施設	市町村長が施設型給付費の支給対象施設として確認する「教育・保育施設」を言う。認定こども園、幼稚園、保育所が該当する。
特定地域型保育事業	児童福祉法に位置付けられた市町村による認可事業のことで、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとなっている。小規模保育（利用定員6人以上19人以下）、家庭的保育（利用定員5人以下）、居宅訪問型保育、事業所内保育（主として従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供）に分けられる。
量の見込み	市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の「見込み」を推計することとなっている。
確保方策	市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて、潜在ニーズを含めて量の見込みを把握し、それに対応する「確保方策」を定めることとなっている。
保育所	保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設。

用 語	説 明
幼稚園	満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う教育機関。幼児を保育し、 適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。
認定こども園	幼稚園と保育園の機能をあわせ持つ施設で、おおむね0歳から就学前の児 童に保育園の時間帯（おおむね7時から 18 時）で保育・幼児教育を行う 施設。
保護者	古賀市子ども・子育て支援条例第2条第1項第2号の規定に基づき、親権 を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するものをいう。
地域団体	古賀市子ども・子育て支援条例第2条第1項第4号の規定に基づき、自治 会、校区コミュニティ、市民活動団体その他地域で活動する団体をいう。
事業者	古賀市子ども・子育て支援条例第2条第1項第5号の規定に基づき、市内 で事業を営む個人又は団体（地域団体を除く。）をいう。
市民等	古賀市子ども・子育て支援条例第2条第1項第6号の規定に基づき、市内 に住所を有する者、市内に通勤又は通学する者、事業者及び地域団体に属 する者をいう。

用語説明

【あ行】

用 語	説 明	ページ
アウトリーチ	支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に訪問して情報・支援を行うこと。	44
育児休業制度	出産後の一定期間、育児をするため労働者が休業できる制度。	32,47

【か行】

用 語	説 明	ページ
改正子どもの貧困対策法	子どもの貧困の解消、子どもの健やかな成長・教育の機会均等、子どもが夢と希望を持って生活できる社会の実現を目指し制定された法律。正式名称「子どもの貧困対策の推進に関する法律」。令和元年6月に改正され、将来の「貧困の連鎖」を断ち切るだけでなく、現在の状況の改善を図ることなどが追記された。また、都道府県のみならず、市区町村にも子どもの貧困対策計画の策定が努力義務とされた。	3
確認を受けない幼稚園	幼稚園は、新制度に移行した園と、新制度に移行しないで現行制度のままの園に分かれる。新制度に移行しない幼稚園を「確認を受けない幼稚園」と言い、私学助成、就園奨励費補助の対象となっている。	78,79,80,81,82
家庭的保育	児童福祉法に基づいて区市町村が行う保育事業。日中、家庭で子を保育できない保護者に代わって、自治体の認定を受けた保育者が居宅等で保育を行う。	77,78,79,80,81,82
居宅訪問型保育	保育を必要とする乳幼児の居宅において行う家庭的保育者による保育のこと。	77,78,79,80,81,82
企業主導型保育事業	平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成を行う。	78,79,80,81,82,83
協働	市民をはじめ自治会・町会、団体・NPO、事業者及び市が共通の目的を持って、相互に自主性を考慮しつつ、それぞれが持つ知識、技術などの資源を提供し合い、協力して取り組むこと。	22,99

用 語	説 明	ページ
子育て安心プラン	国における子育て支援策として、待機児童解消に必要な受け皿約 22 万人分の予算を平成 30 年度から平成 31 年度末までの 2 年間で確保していくとともに、平成 30 年度から令和 4 年度末までの 5 年間で女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の受け皿を整備していくこととした対策。	2,48
子育て応援サポーター	古賀市内の妊産婦や乳幼児及びその保護者に対し、健康や子育てに関する情報提供や乳幼児健診の案内、保護者の話を聴き、内容によって市につなぐなど子育て中の家庭を支援する人のこと。 古賀市では、平成 26 年度から「子育て応援サポーター」を養成している。	22,72
子ども家庭総合支援拠点	すべての子ども（と家庭及び妊産婦）等の課題に対し、子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワーク化し、相談・ソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）対応ができる拠点のこと。 平成 28 年 5 月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、市町村において、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク（生活しやすい社会や仕組みを構築する）業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定された。	63
子育て世代包括支援センター	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。	22,46,52
子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定に基づき設置されている会議。古賀市では、古賀市子ども・子育て会議という。子どもの保護者や子ども・子育て支援関係者、学識経験者等で構成されている。	7,100

用 語	説 明	ページ
子ども・子育て支援庁内会議	古賀市子ども・子育て支援庁内会議設置規程に基づき設置している庁内会議。事業計画案の策定、事業計画の推進、進捗管理等を目的とする。	100
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3つの法律。	2
子ども・子育て支援新制度	就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度。	2,3
コミュニティースクール	学校運営協議会制度のこと。学校と保護者や地域の方々がともに知恵を出しあい、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」をすすめる、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6にもとづいた仕組みのこと。	70,71

【さ行】

用 語	説 明	ページ
事業所内保育	会社の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもに対し一緒に保育を実施する事業。	77,78,79,80,81,82
次世代育成支援対策推進法	将来、社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的として、平成15年に制定された法律。	3,5
自己肯定感	自分が自分であることに満足し、価値ある存在として受け入れられること。	38,49,52,57
出生率	一定期間の出生数の、人口に対する割合。一般に、人口1000人当たりの、1年間の出生児数の割合を言う。	14
小規模保育	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する事業のこと。(6～19人まで)	20,77,78,79,80,81,82,83
食育	様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。	58,61

用 語	説 明	ページ
情報モラル	情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。情報モラル教育には、個人情報保護や人権侵害に関すること、著作権等に対する対応が含まれる。	45,52,57
情報リテラシー	情報を正しく取捨選択する能力。情報リテラシー教育では、新聞、テレビ、スマートフォン、パソコンなども含んだメディアが発する情報を受動的ではなく、主体的、能動的に、かつクリティカルシンキング（批判的思考）を用いて、どのような意図、意味を持って発信されているかを読み取り、咀嚼し、自分の意見も含めて発信することができる能力・スキルの育成を行う。	45,52,57
新・放課後子ども総合プラン	放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等により、すべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を目標とし、放課後児童対策の取り組みをさらに推進する対策。	3,87

【た行】

用 語	説 明	ページ
待機児童	認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。	3,18,23,47,48

【は行】

用 語	説 明	ページ
病児・病後児保育	地域の児童を対象に当該児童が発熱等の急な病気となった場合、病院・保育所等に付設された専用スペースにおいて看護師等が保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等において看護師等が緊急的な対応等を行う事業。	19,48,93
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。	19,20,66,77,94

用 語	説 明	ページ
放課後子供教室	すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。文部科学省が所管している。	3,21,45,57,69,87
放課後児童クラブ（学童保育）	児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生（放課後児童）に対し、授業の終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。	3,20,23,31,45,69,70,77,86,87

【や行】

用 語	説 明	ページ
幼稚園の預かり保育	保護者の要請等により、幼稚園において通常教育時間終了後に希望者を対象として行う教育活動のこと。	27,28,30
要保護児童	児童福祉法第6条の3第5項の規定に基づき、保護者のいない児童、虐待を受けている児童等をいう。	53,55,63
要支援児童	児童福祉法第6条の3第5項の規定に基づき、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童等をいう。	53,55,63,70
要保護児童対策地域協議会	児童福祉法第25条の2の規定に基づき設置するもの。要保護児童や要支援児童等の適切な保護及び支援を図るため、関係機関等により構成される組織。要保護児童等に関する情報の共有や支援内容の協議を行う。	63

【ら行】

用 語	説 明	ページ
ライフ・ワーク・バランス	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。「ライフ（生活）が輝くワークバランス」という趣旨で、「ライフ」と「ワーク」をあえて逆にし、誰もが人生や生活をもっと大切に考えるべきというメッセージを用いている。	53,55,66

第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

発行 福岡県 古賀市

編集 古賀市 保健福祉部 子育て支援課

〒811-3116 福岡県古賀市庄205番地

TEL：092-942-1515 / FAX：092-942-1154